

あるが、人文發達の原因として見た時には、寧ろ國民の境遇の上に置かなければならぬ。國民性が周圍の境遇に對して種々の反應を現はす所に、特殊な文明は發達して來るのである。されば、國民道德の發達の如きも、國民性を措いて語ることは出來ない。殊に、國民道德の特色といふものは、直接に間接に其の原因を國民性の上に發して居るのである。

我が國民性と國民道德 前述の如き長所・短所を有する我が國民性の上に、如何なる國民道德の特色が生じて來たかを考へて見る必要がある。此の事は前に述べた所によつて自ら明かであること、思ふが、左に一二の例を擧げて説明する。

我が國民は現實性を有して居る。従つて、開國以來今日に至るまで、此の國家を中心として活動を繼續して來た。上下三千年の系統的發展は、現實性を有する國民でなければ絶対に不可能のことである。また我が國民は快活性を有して居る。従つて、假令、如何なる事變に際會しても、決して厭世悲觀の心を起すやうなことはないのである。かゝる國民性を有する者の間に、忠君・愛國・武勇等の美德が生じて來たのは偶然なことでない。また我が國民は潔白性を有して居るから、不淨を忌むことが死よりも甚しく、不義の汚名を受けた場合には、死して其の身の潔白を證明するを習ひとした。正直・廉潔・廉恥等の美德は、此の潔白性の上に生じて來たものである。また我が國民は禮儀を重んずる性質を有

して居る。従つて、常に無禮無作法を深く誡めた。元來、禮の本體は誠である。誠が自分よりも長上に對して現はれる時は、尊敬ともなり服従ともなり、やがては忠孝・義勇奉公等の徳目ともなるのである。誠が自分と同等の者、または自分より以下の者に對して現はれる時は、禮讓・仁愛・義俠・寛裕等の諸徳となるものである。其の他の國民性も、それぞれ特殊の美德を發生せしめた原因となつて居るが、茲には一々これを論じない。

かくの如く、我が國民性の上に發した諸種の美德は、我が國の基礎をして鞏固ならしめ、世界に比ひのない美しい國を造り出したものである。國民道德の特色たる忠孝一本、忠君愛國の一致、祖先崇敬等の如きも、畢竟かくの如き國民性の上に生じた諸徳の結晶である。

第十一章 國體と國民道德

第一節 國體の意義

國體の意義 國體と云ふ言葉は西洋諸國にない。我が國特有のものである。其の語源は、遠く支那の「管子」及び「前漢成帝記」等に出て居るが、これ等の古書に見える國體の意義は、今日我が國で用ふ

る國體とは意味を異にして居る。

然らば、今日我が國の所謂國體とは何か。これを一言にして盡せば、國體とは國家組織の體制を云ふものである。尙ほこれを通俗的に云へば、國體とは即ち「國がら」と云ふことに外ならぬ。かく云へば甚だ簡單であるが、國家組織の體制とか「國がら」とかいふ語は頗る漠然として居る。従つて、國體の定義を形式的に定むれば、國家組織の體制といふ一語で盡きるが、尙ほ一步進んで其の意義を明かならしめるには、こゝに種々の解釋を生じて來る。國體の解釋は學者によつて異なつて居るが、大體これを廣狹の二様に分けることが出来る。

〔一〕廣義の國體 國體の意義を廣く解釋する者は、これを以て國家組織の全體として居る。即ち、人の筋骨血肉が系統的に組織せられたものを身體と稱するが如く、國家の組織全體を指して國體と稱するものであるとして居る。倫理學上で云ふ國體は、主として此の廣義の解釋によれるものである。

〔二〕狹義の國體 國體の意義を狭く解釋する者は、これを以て國家組織に於ける主權存立の體様として居る。國法學上にて云ふ國體は、此の狹義の解釋によれるものである。

國法學上に於ては、主權存立の體様の上から、國體を君主國體と民主國體との二種に分ける。君主國體とは特に定まれる一人の者が主權となつて、其の國を治める國體を云ひ、民主國體とは定まれる

主權者がなく、人民の中から代表者を選んで、假に其の國を統治せしめる國體を云ふ。我が國は君主國體である。萬世一系の天皇が主權者となつて、世々人民を統治し給ふのである。

國體と政體 尙ほ法學上に於ては、往々國體と並び用ひられる言葉に政體と云ふことがある。政體と國體とを混同してはならぬ。政體とは統治者が政治を行ふ爲めに設ける所の組織の體様を云ふもので、通例これを專制政體と、立憲政體の二種に分ける。專制政體とは主權者が獨斷で己れの思ふ通りに政治を行ふものを云ひ、立憲政體とは、憲法の規定により、立法・司法・行政の三機關を設け、これ等の機關をして相互に混同せしめることなく、主權者の委任した範圍の政務を行はしめる政體を云ふ。我が國は立憲政體をとるものである。

第二節 國家の性質

國家の要素及び目的 國家とは一定の土地と一定の人とこれ等を統治する主權とを要素とする團體である。故に國家は土地・人民・主權の三要素から成つて居る。國家は一つの團體である。團體には共同の目的がある。國家の目的は人類の社會生活を綜合的に完成するにある。國家の要素及び目的に就て

は、第三章第一節「國民生活」の中に詳述したから、こゝには略して置く。

國家は永久に存続する團體である。個人には死滅と云ふことがある。併し、國家には豫め滅亡の時期といふものが定まつて居ない。歴史上には一度榮えてやがて滅亡した國家も尠なくないが、それ等の國々は、かゝる運命に陥るべき弱點を備へて居たからである。總ての國家が同一の徑路をたどるといふものではない。優良な條件を具備した國家は、永久に存続して益々健全な發達をなすものである。我が國の如きは其の一例である。

國家成立の二形式 次に考ふべきは國家の成立である。即ち、かくの如き國家と云ふものは、如何にして成立するものであるかと云ふことである。

人は相集まり協同して生存せんことを欲するものである。個々の人々が單獨に生存すると云ふことは到底不可能に屬する。されば、國家の成立はこの人間固有の性情に基くものであると云はなければならぬ。されど、國家組織の様式には二様の區別が存在して居る。即ち、一は自然的組織であつて、他は人爲的組織である。

〔一〕**自然的組織** 國家の自然的組織とは、血族團體が次第に發達して、やがて國家の體形をなすものを云ふのである。即ち最初には先づ父母兄弟等の如き、血縁の連なれる者が集まつて家族をなし、

家族はやがて氏族となり、部族となり、遂には國家の組織をなすに至るものである。序に茲で聊か説明して置きたいのは、家族・氏族・部族等の意味である。云ふ迄もなく、家族とは父母を同じくする人民の團體を意味し、氏族とは祖先を同じうする者の團體、部族とは遠祖を同じふする者の團體を云ふ。而して、國民とは此の部族の結合の膨脹したものであるから、此の形式によつて成れる國家は、國家として最も自然的に發達したものと云つてよい。我が國は自然的組織によつて成れる國家の模範的實例であつて、國家全體が一つの大きな家族の體制をなせるものである。

〔二〕**人爲的組織** 國家の人爲的組織の中には種々の様式がある。或は強者の征服によつて成れるものもある。或は相互の任意合同に基づいて成れるものもある。或は母國から岐れて獨立せるものもある。或は各邦の聯合によつて成れるものもある。成立の様式によつて、それぞれ多少の趣を異にして居るが、主權者の生ずる前に、人民の團體が存在して居た點は相等しい。従つて、此の種類の國家は自然的組織によつて成れる國家よりも、主權者の權力が弱くて、何事も人民本位である。

廣義の國體と狹義の國體 吾人は國體に廣狹の二意義があること、廣義の國體とは國家組織の全體を云ひ、狹義の國體とは主權存立の體様を稱するものであることを説き、更に國家の要素としての主權の地位を論じた。これによつて見れば、國體を狹義に解するは、廣義の國體と全く別様の解釋をな

すのでなく、漠然と國家組織の全體を云ひたるものを、少しく明瞭に其の國家組織の主要素たる主權に就て云へるのみである。

第三節 我が國體の特色

我が國體は世界に比類のない國體である。これ我が國が年を経る毎に、進歩發展して今日の如く隆盛に赴いた所以である。蓋し、國體は國民の境遇や國民性と共に、國民道徳の生ずる淵源であつて、よき國體はよき國民道徳を生じ、よき國民道徳は國家の存立をして益々鞏固ならしめるからである。然らば、我が國體は如何なる特色を有するか。我が國體の他國にまされる點は如何。

皇統の一系なること 我が國體の他國にまされる第一の特色は、皇統の一系といふことである。我が國に於ては、開闢以來今日に至るまで二千五百七十七年の久しい間皇統が連綿として渝らない。我が國の如く皇位の悠久に繼續して居る國は世界に稀である。我が國では萬世一系の天皇が世々主權者として、人民を統治し給ふことになつて居る。此の皇統をうけつぎ給へる君でなければ、我が國の主權者たることが出来ないのである。故に、我が國の主權は、其の存在が極めて明白である。「大日本帝

國憲法」第一條にも、「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇コレヲ統治ス」とある。されども、我が國の主權は憲法の規定によつて初めて定まれるものでない。萬世一系の皇統は、開闢當時に於ける天照大神の瓊々杵尊に下し給へる神勅の中にあらはれて居る。而して、此の神勅に含まれて居る御聖旨が二千五百餘年の歴史を一貫して、明治年間に至り、初めて憲法の明文となつたに過ぎないのである。皇統が萬世一系であることは主權の所在の明白な所以であり、主權の所在の明白なことは、主權の基礎の鞏固な所以である。而して、これやがて我が國が世界各國に誇るべき所である。故に、皇統の一系は我が國體の根本的特色である。

君先民後 我が國體の特色の第二は、皇室が國民に先だつて存在したることである。建國の體制を按ずるに、太古蒙昧の世に、初めて國土の經營に任じ給ふたのは、伊弉諾・伊弉冊の二尊である。二尊は高天原におはします天神の命を受け、此の大事業に着手し、先づ大八洲國を生み給ひ、次で天照大神を生み給へることが「古事記」に出て居る。故に、我が國の歴史は諸冊二尊を以て始まるものと云つてよい。天照大神は二尊の命を奉じて高天原を治め給ふたが、御孫瓊々杵尊に三種の神器と天壤無窮の神勅とを賜ふて、此の葦原の中國を治めしめ給ふた。瓊々杵尊は天照大神の命により、日向國に降臨し給ひ、我が國に於ける帝業の緒を開き給ふた。其の後、神武天皇の時に至り、東征の師を起し給

ひ、途すがら皇軍に双向ふ土賊を征伐し、遂に中國を平定して、都を大和國橿原に奠め、天皇の御位に即いて、建國の大業を全うし給ふた。かくの如く、建國の初めに遡つて考へる時は、我が國は人民よりも皇室が先に生じ、皇室の經營によつて成れる國家であることが明かである。これ即ち我が國が自然的組織によつて成立した模範的國家であるといふ所以である。西洋諸國には人爲的に成立した國家が多く、人民は君主よりも先に存在するのが例である。従つて、かゝる國々に於ては、すべての事が人民本位となり、人民の権力は、動もすれば主権者を壓倒することがある。これ西洋諸國に屢々革命の起る所以である。然るに、我が國はこれと相反し、國家は皇室の經營によつて成れるものであるから、何事も皇室を中心として考へ、天皇の権力は絶對無限にして侵すべからざるものとなつて居る。されば、我が國に於ては君臣の分が極めて明かである。「君々。臣々。父々。子々。」とは、孔子が嘗て齊の景公に答へて、君臣父子の分を誡めた言葉である。支那には古來禪讓放伐・易世革命が屢々行はれ、其の君を誅するが如き不忠不孝の臣下も尠なくなつた。従つて、かくの如き教は残つて居つても、事實は少しも行はれなかつた。然るに、我が國では、孔子の教が殆ど理想通りに行はれて居る。久しい年月の間には多少不心得な考を抱いて、臣下の身分を忘れたやうな者も出たが、かくの如きは殆ど九牛の一毛に過ぎない。而かも、それとても國體を傷けるには至らなかつたのである。君臣の分がかくも儼と

して明かになつて居るのは、皇室が人民に先だつて存在したことを大なる理由とするもので、これまた我が國體の特色として誇るべきものである。

君國一體 我が國體の特色の第三は、皇室と國家とが一體となれることである。これは皇室が國家に先だつて生じ、且つ數千年の間皇室を中心として發展して來た當然の結果である。我が國の主權は萬世一系の皇位にあつて、此の皇位をつぎ給ふ天皇でなければ、主權者となつて國を治めることが出來ないから、我が國では君主と國家とは全く一體をなし、到底これを分離し得ないのである。歐米諸國では、君主と國體とが全く離れて居る。君主は寧ろ國家の機關たるかの觀を呈して居る。故に、其の憲法の如きも、人民から請願して制定したものが多く、臣民の權利義務を定めると同時に、君主の權利義務をも定め、何となく君主の権力が憲法によつて制限せられて居るが如く思はれるものが多い。然るに、我が國の憲法は、只管國民の休戚を憂慮し給へる優渥な天皇の思召により制定せられたもので、全く制定の様式を異にして居る。我が國では天皇の権力が國家の権力である。國家の権力は即ち天皇の権力である。天皇は何者からも制限を受けない絶對の権力を有するものである。これまた諸外國に見ることの出來ない我が國體の一特色である。

君民一家 我が國體の特色の第四は、國家の全體が一大家族の體系をなせることである。我が國の

國家は皇室の經營によつて成れるものであるから、皇室は國民全體から見れば大宗家であり、國民は皇室から見れば、何れも其の末流を汲む支家であると云ふことが出来る。而して、我が國の主權は、家長權の自然的に發展したものであるから、我が國に於ては、君主と臣民との間に特別の親しみを有し、歴代の天皇が臣民を愛撫し給へることは、恰も慈母の赤子に於けると同じであつた。雄略天皇が將に崩御せんとし給へる時、重臣に下し賜はつた詔の中に、「義は乃ち君臣、情は父子を兼ねぬ。」とあるは、我が國に於ける君臣の關係を一言に盡せるものである。西洋諸國に於ては、絶えず易世革命が行はれ、君主の血統は其の都度に變更して居るので、君民はたゞ治者と被治者と云ふ形式的關係を有するに過ぎない。従つて、君臣の間には冷やかな空氣が吹きすさんで居る。君主は常に人民から權利の制限を受けることを虞れ、臣民は絶えず君主の壓制政治から免れることを力めた。時には君民の間に血潮を見るが如き忌はしいこともあつた。國民の反感を買つて非業の刃に斃れた君主もある。英國のチャールズ一世、佛國のルイ十六世の如きは其の一例である。國家全體が一大家族の體系をなし、君臣の間に父子の情を有することは、これまた世界各國に稀なる我が國體の一特色である。

君民一徳 我が國體の特色の第五とも稱すべきものは、君臣が擧つて俱に與に皇祖皇宗の遺訓を奉じて來たことである。即ち、歴代の天皇は、何れも祖宗の遺訓によつて仁政を施し給ひ、臣民も亦同

じく祖宗の遺訓を守つて忠君愛國の至情を國家に捧げて來たのである。臣民の踐み行ふべき道徳は天皇も亦これを行ひ給ひ、天皇の守り給へる道徳は、臣民も亦これを守つた。されば明治天皇の御製にも、「國民はひとつ心にまもりけり、とほつみをやの神の教を。」とある。加之、明治天皇は、「教育に關する勅語」の中に於て、臣民の守るべき徳目を示し給ひて、最後に、「爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ」と仰せられた。かくの如く、君徳と民徳とが殆ど相一致して居るのは、君民が同一の源から出で、道徳的に成立した國家に特有の現象である。西洋諸國の如き、支那の如き、君民が常に嫉視して居る國家には、見ることの出来ないものである。

其の他の特色 以上述べた所は、我が國體の特色中、最も主要なものである。我が國體の特色は單に以上列挙したもの、みでない。其の他にも尙ほ幾多の長所を有して居る。國體と政體とが分離して居て、政體の變更の爲めに、少しも國體の動搖を來さないことも、我が國體の一特色である。歐米諸國に於ては、政體の變更がある毎に、悲惨なる争闘を生じた。憲法を制定する場合の如き、往々君民間の大衝突となり、多くの犠牲者を出して、始めて其の目的を達するのが例である。歐米諸國の中には血潮を以て購はれたものが尠なくない。然るに、我が國の憲法は、天皇の大御心によつて制定せられ、和氣篤々の間に成れるものである。専制政體から立憲政體に移つても、國體には少しも變

更を及ばさなかつた。かくの如き國家は、我が國より外にない云ふてもよい。尙ほまた國民の統一の甚だ鞏固なことも、我が國體の一特色と認むべきものである。我が國民は、常に國家を中心として統一して居る。一旦事あるときは、一致協同し、私情をすて、國家の爲めに生命を賭して戦ふ。これもまた世界各國に乏しい我が國體の長所である。

第四節 國體と國體^民道德

國體は國民道德の生ずる源である。殊に、特色のある國民道德は、特色のある國體に由來することが多い。然らば、前述の如き特色のある我が國體からは、如何なる特色のある國民道德を生じて來たか、我が國體と國民道德との關係について次に略述する。

萬世一系の皇統と忠孝一本 萬世一系の皇統は我が國體の根本的特色である。此の國體の根本的特色から生じて來たものは、我が國民道德の根本的特色たる忠孝一本の道德である。忠孝一本の道德は全く萬世一系の皇統を基として發達したものであると云はなければならぬ。我が國は開闢以來今日に至るまで萬世一系の皇統を中心として、系統的に發展して來たものである。従つて、我等が皇室の御

爲めに忠義を盡すのは、我等の父母祖先の意志を繼承することであるから、忠義は同時に孝行となるのである。また我等が父母の命に従つて家業を勵むのは、我が國の富を増すことであるから、孝行は同時に忠義となるのである。かくの如く、忠と孝とが常に相一致して、其の間に少しの矛盾もないのは、我が國の如き萬世一系の皇統を有する國にのみ存在する事實である。支那の如き屢々皇統の變更する國では、絶對に見ることの出来ない現象である。何となれば、屢々皇統の淪る國では、現在の皇室の爲めに忠義を盡すのは、祖先の意志に反する事になるからである。現在の君主は祖先の仕へた皇室を覆へしてこれに代つた者、若くは其の後裔に屬する者である。従つて、祖先の爲めには仇敵である。祖先の仇敵に對して忠義を盡すのは、最も大なる不孝である。さりとて、祖先の意志を重んじ、其の功業の恢復をはかれば、現在の皇室に對して反旗を翻さなければならぬ。臣下の身分として不忠の極みである。「忠ならんと欲すれば孝ならず。孝ならんと欲すれば忠ならず。」古來、忠臣孝子が幾度か其の進退に苦しんだ所である。萬世一系の皇統を戴く我が國では、千載の後までも忠と孝とが矛盾しない。

君民一家と忠孝一本 我が皇統が萬世一系にして淪りのないことは、やがて國家全體が大家族の體系をなす所以であり、國家全體が家族の關係をなすは、やがて忠孝一本の道德を生ずる所以である。

國家全體が家族の體系をなす時には、君臣の間に父子の情を生ずる。故に、忠と孝とは、たい君に對すると父母に對するとの相違を有するのみで、内容に於ては少しも變りのないものとなる。同一の誠を以て君に對すれば忠となり、父母に對すれば孝となるからである。また國家全體が既に家族の形をなして居るから、家と國との差は、單に規模の大小に過ぎない。國を縮少すれば家となり、家を擴大すれば國となるので、君主としての天皇に對する忠は、大家長としての天皇に對する孝となるものである。其他尙ほ我が國民に祖先崇敬の念の特に發達して居ることも、此の君民一家の國體に由來するものである。君民一家と忠孝一本及び祖先崇敬との關係に就ては、家族制度と國民道德の條に於て更に詳述する。

君先民後と忠孝一本 我が國では皇室が人民よりも先に存し、國家は皇室の經營によつて生じたものである。故に君臣の分が極めて明瞭であり、天皇の権力が甚だ重いのである。されば、我が國では忠義の徳がすべての徳の上に位して居る。勿論、忠義と孝行とが矛盾するやうなことはないのであるが、假に兩者を別々に視て、何れを重しとすれば孝行をすて、忠義をこらなければならぬ。國家は一の大家族である。家は其の大家族中に含まるゝ小家族に過ぎない。國家全體を一大家族として系統的に發展せしめる國家の理想に矛盾する小家族の利益は犠牲としなければならぬからである。百行の

本とも云はれる孝の徳よりも、忠は尙ほ一層重い。其の他の徳に至つてはまた喋々するまでもないのである。

我が國では天皇の権力が無限である。天皇の権力は何者にも制限を受けない。天皇は神聖にして犯すべからざるものである。支那にては古來一種の民主的思想が流れて居る。天は民を生み、これを統治せしめる爲めに、君を立てたものであるから、民望を有することを天意に適ふものとした。「書經」にも、「天民を矜む、民の欲する所、天必ず之れに従ふ。」とある。明白な民主的思想である。能く民を治め得ない者は君たる資格を缺ける者とした。周の武王が殷の紂王を討つに當つて、部下に告げた言の中に、「古人言あり。曰く。民を撫すれば則ち后。民を虐ぐれば則ち讎。獨夫受(受とは紂を云ふ)洪に惟れ威を作す。乃ち汝の世讎なり。徳を樹つるは滋を務め、惡を除くは本を務む。肆に予れ小子誕に爾衆士を以て乃が讐を殄滅す。」とある。君主が民意を失へば、もはや君主にあらずして一夫に等しい。これを誅罰することも不忠ではないと云ふ意味である。古來、支那にはかくの如き民主思想が流れて居る。上下數千年の間に、幾度か國體に變動を生じ、今日に至つて民主國體が現はれて來たのも決して偶然でない。我が國では君主の権力が絶對である。君君たらすとも、臣は臣たるの本分を盡さなければならぬ。我が國と支那との間には、かくの如く忠に輕重がある。然らば、我が國に於て、

かく忠の重んぜられるのは何故か。云ふまでもなく、これ君先民後の我が國體に由來するものに外ならぬ。

我が國に於ける君主の權力は絶対である。併し歴代の天皇は絶対の權力を濫用して、人民に臨み給ふが如きことなく、常に仁慈に溢れた大御心を以て、億兆を愛撫し給ふたのである。歴代の天皇が仁政を施し給へる御事蹟は、殆ど枚擧し難いほど多い。憲法發布の如きは最もよい例である。前にも述べたやうに、諸外國の憲法は、多く臣民の強制的請願に基づき、君權の制限を目的として出たものである。我が國の憲法は全くそれと趣を異にし、天皇が自ら人民の爲めに大權の發動を規定し給へるものである。其の優渥なる御聖旨を思はなければならぬ。皇室の人民に對し給ふ態度が、かくの如く優渥を極めて居る。臣民の皇室に對する尊敬の念も次第に深くなる道理である。これ等の事情が忠孝一本の道德を益々發展せしめた理由である。

君國一體と忠君愛國の一致 我が國に於ては、君主と國家とが常に一體となつて離るべからざる關係を有して居る。故に、君に對する忠義は、直ちに愛國の事實となつてあらはれ、國を愛することは、聽て君に忠義を盡すと同様の結果を生ずるものである。支那の如きは、君主と國家とが一體となつて居ないから、忠君と愛國の間に一致する所がないので、伯夷叔齊の如き悲しむべき運命に陥る者が尠

なくないのである。また西洋諸國では、暴威を振ふ君主の出た時に、奮然其の身を捨て、國民を塗炭の苦しみから救ひ出し、國家の擁護をはかるものを愛國家と云つて居る。佛蘭西革命の時に、革命黨は自ら愛國を標榜して、ルイ十六世の罪を糾し、國民の自由と國家の公安を妨げたといふ理由で、これを斷頭臺に晒した。國民が君主の罪を數へ、死刑の宣告を下すが如きは、聞くからに猶ほ酸鼻の極みである。かゝる不詳な事件の生ずる理由は如何。忠君と愛國とが一致しないからである。然らば、忠君と愛國とは如何なる點に於て一致するか、單に君主國であると云ふのみでは、必ずしも忠君と愛國とが一致しない。君主と國家とが一體となつて離れない我が國の如き國體に於て、始めて忠君愛國の一致を見るものである。

第十二章 家族制度と國民道德

第一節 家族制度の意義

家族制度とは「家」を單位とする社會組織を云ふのである。即ち、一族の者が集まつて「家」をなし、家の中に家長を設け、家長が一家を統率する所の制度である。故に、家族制度のことを研究せんとするには、先づ第一に「家」の觀念を明かにする必要がある。

家の觀念 「家」と云ふ語の意義は往々誤解を受ける、普通に家と稱すれば、人の住む所の家屋を指すのである。従つて、「家」と云へば、直ちに材木で組み立て、壁を塗り、瓦で屋を葺いた有形的の家屋を想像する。併しながら、家族制度を論ずる時に謂ふ「家」は、これとは全く異なり、かゝる有形的の家屋を稱するのではない。一つの血族團體の總稱である。例へば、父母兄弟の如き肉身のものが集まり、一つの團體をなして生存して行く時に、其の團體を稱して「家」と名づけるのである。されば、一族の者が同じ家屋の中に住むと否とは敢て問はない。家族の一人たる子女が、父母の膝下を離れ、遠く故郷をあとにして、都會に遊學する場合にも、これを「家」から分離したものと認めない。また何の縁故もない他人が来て、家族の一人の如く同じ家屋の中に棲んで居ても、これを「家」の一分子とは認めないのである。

家と家長 家とは血族團體の總稱であるが、單に血族のものが集まつて生活するのみでは、これを家族制度と云はない。「家」に家長と稱するものがあつて、血族團體を統率して行く組織を家族制度と

云ふのである。故に、家族制度を認める國では、法律によつて一家の家長に特別な權利を與へて居る。

第二節 西洋に於ける家族制度の滅亡

今日世界の國々の中で、家族制度が残つて居るのは、僅に東洋に於ける支那及び日本等の二三箇國に過ぎない。西洋諸國には殆ど一もないのである。

西洋諸國の家族制度は、今日でこそ全く其の跡を絶つてしまつたが、古代に於ては明かに存在して居たのである。中にも羅馬の家族制度は最も整頓したものであつた。古代の羅馬に於ては家長の權利が頗る強く、家族は家長に對して全然無力であつた。家族は常に奴隸の如く、何事によらず、家長から絶對的の服従を命ぜられるのみならず、時としては生殺の權さへも左右せられて居た。されば羅馬の家庭は服従を教へる學校であるとも稱せられた。羅馬の子女が家庭で養はれた服従の習慣は、長じて國法に遵ふ精神の根柢となつた。羅馬の國民が法治國民として最も必要な遵法の精神は、家庭に於ける服従の習慣によつて養はれたものと云つてよい。而して、羅馬の國民が近隣の諸國を征服して

大帝國を建設したのは、質素にして勤勉なことで、私情を顧みずして國法に遵ふ精神の強固なことを有力な原因とするものであるから、羅馬帝國の發展は家族制度の賜であると云ふも過言でない。然るに、幾くもなく羅馬の家族制度は崩壊した。其の理由の重なるものを擧ぐれば、第一に社會の事情が家族制度の維持を困難ならしめたことである。即ち、商工業の發展につれて利己的觀念が強くなり、交通の便のひらけ行くに従つて、都會に集まる者が次第に多くなり、以前の如く家族的生活を營むことが不可能になつたのによる。また當時は諸人種の移動が行はれた爲めに、羅馬人の血液が混亂して家の觀念を薄弱ならしめたことも一の理由である。第二には思想上の影響が家族制度の根柢を破壊した。學術や文藝の進歩と共に、自由の思想を重んじ、個性を尊重し外部の權威を輕んずるの風を生じたので、家長の絶對的權利を認める家族制度の精神は衰退せざるを得ないのである。當時尙ほ此の思想上から家族制度に大打撃を加へたものは基督教である。基督教は家族制度と全く相反する平等主義・個人主義を唱へ、家族制度の精神を根柢から破壊した。基督の言葉に、「それわが来るは、人を其の父に背かせ、女を其の母に背かせ、媳を其の姑に背かせんが爲めなり」(馬太傳)と云ひ「我は安全を地に施へんとて來ると意ふや。我れなんぢらに告げん。然らず。反つて分事^{わかた}しむ。今よりのち、一家に五人あらば、三人は二人に敵對し、二人は三人に敵對して分るべし。父は子に、子は父に、母は女に、女

は母に、姑は其の婦に、婦は其の姑に敵對して分るべし。」と云へるが如き、基督教が如何に極端な個人主義をとつて、家族制度に反抗したかを推察し得るのである。羅馬の家族制度を破壊した第一の理由を、基督教に歸する者もある。全然根據のない説とは云はれぬ。

家族制度を失つた羅馬は、國力が次第に衰へて、また昔日の面影もなく、遂に北方に起れる日耳曼民族の侵略を受けて、これに抵抗することを得ず、さしにも奇蹟の如く發展した宏大な大帝國も、一朝にしてあと方なく瓦解してしまつた。

羅馬に代つた日耳曼民族は、文明の程度が甚だ低く、却つて、己れの征服した羅馬の感化をうけ、羅馬の文明を傳へて、近世文明の端緒をひらいたが、遊牧民族の常として、定まれる故郷もなく、祖先崇拜の觀念もなかつたので、家族制度の精神は、羅馬の滅亡と共に、全く歐洲の天地から消滅してしまつた。

第三節 我が國に於ける家族制度の變遷

東洋に於て最も完全に家族制度の形式の残れるは我が大日本帝國である。我が國の家族制度は其の

起原が頗る遠く、古代に此の制度の存在せる形跡がある。即ち、古代に於て行はれた氏族制度の如きは一種の家族制度とも認むべきものである。

古代の家族制度 我が國の上古には氏と稱するものがあつた。氏はもとの祖先から出た血統を云へるものである。氏の名は、蘇我氏の如く、一族の住める地名によれるものもある。物部氏の如く率ある部の名によれるものもある。膳氏の如く、職名によれるものもある。氏には大氏と小氏とある。大氏とは本家の血統を云ひ、小氏とは分家の血統を云ふのである。また氏は多くの部民や私地を有し氏上と稱するものがあつて、これを支配した。而して、天皇は諸氏を統括し給ひ、國家の爲めに氏族を徵發する必要がある時には、先づ氏上に命じ給ふのが順序となつて居た。

大化の改新により、氏族主義を改めて、私地及び部民を廢し、新に戸主の制を設けられ、各戸に戸主を置いて其の戸を總領せしめられた。戸とは十數箇の家を集めたものを云ふ。此の家にはそれぞれ家長があつて、戸主は此の家長の中から一人を推することとなつて居た。戸主は其の戸を總領するものであるが、私地及び部民を所有しなかつた、各家長は財産其の他の關係上、戸主から殆ど獨立して居たので、古の氏上ほどの權勢をもたなかつた。然れども、大化の改新は全く氏族制度を廢止することが出來ず、世々朝廷に於ては氏上に重きを置き給ひ、時々氏上の定まらぬ諸氏に命じてこれを定め

しめ、或は各氏の系統を調べ給ふたのである。

郡司が世襲となるに及び、これが次第に地方に土着して勢力を張るやうになつた。殊に、源平二氏が家子郎等を率ゐて弓馬の事を掌るに及び、大化の改新によつて定まれる公地公民制は全く廢れてしまつた。

武家の世となつては、其の制度も上古に比して多少趣を異にしたが、氏を尙び血統を重んずるの風は少しも渝らず、「貞永式目」や「武家制度」の中には、何れもこれに關する制度を定めて居る。

かくの如く、我が國には、古來、家族制度の風習があつたから、明治維新後に至つて、歐米諸國に其の範を採り、「民法」を制定せられた場合にも、此の制度を失はないやうにと心を用ひ、法文中に「家」の觀念を明かにし、戸主の權利義務を定め、家督相續の一章を設けられた。これ我が國の「民法」が歐米各國のそれと異なる點である。歐米各國の「民法」は、全く個人主義を採り、其の法文中に「家」の觀念を認めて居ないのである。

民法上の家族制度 我が家族制度の現状を知るには、現行「民法」中に定められた「家」の觀念を明かにしなければならぬ。

我が「民法」の中には明かに「家」を認めて居る。それは戸主の權利義務を定めたことによつて知られ

る。戸主とは一家の長を云ふ。家の存在を認めなければ、戸主の権利義務に關する規定を設ける道理はない。然らば、現行の「民法」中には、戸主の権利義務に就て如何なることを規定して居るか。

〔一〕戸主の権利 民法に定めた戸主の権利は、假にこれを主たる戸主權と、從たる戸主權との二つに分けることが出来る。主たる戸主權とは、同意權及び居所指定權等を指すのである。同意權とは家族の婚姻又は養子縁組等に同意する權利を云ひ、居所指定權とは家族の居所を指定する權利を云ふのである。從たる戸主權の主要なるものは、離籍權・復籍拒絶權・稱氏權等である。離籍權とは、家族が戸主の居所指定又は同意に従はない場合に、これを離籍することを得る權利である。復籍拒絶權とは、戸主の同意なくして婚姻または養子縁組等をした家族の復籍を拒絶することを得る權利である。また稱氏權とは、其の家の氏を稱する權利である。その他、尙ほ家族の禁治産及び准禁治産の宣告または取消を請求する權利、親族會の招集を請求し得る權利、家族が法規に違背した婚姻または養子縁組をした場合に、これを取消し得る權利等も、從たる權利に屬するものである。戸主の權利を一括して表示すれば左の通りである。

主たる權利 同意權 家族の婚姻又は養子縁組に同意し得る權利
居所指定權 家族の居所を指定する權利

戸主の權利

從たる權利

離籍權 家族が戸主の居所指定又は同意に従はない場合にこれを離籍する事を得る權利
復籍拒絶權 戸主の同意なくして婚姻又は養子縁組をした家族の復籍を拒絶し得る權利
稱氏權 其の家の氏を稱する權利
其他の權利 家族の禁治産及び准禁治産の宣告又は取消を請求する權利
親族會の招集を請求し得る權利
家族が法規に違背した婚姻又は養子縁組をした場合に取消し得る權利

〔二〕戸主の義務 戸主は家族に對して、以上の權利を有すると共に、扶養の義務を負はなければならぬ。扶養の義務とは、若し家族の中に自ら生活することの出来ない者がある場合に、これを養育する所の義務である。戸主は妄りに家族を分離し或は遺棄して、扶養の義務を避けることを得ないものとした。

家督相続 以上述べた戸主の權利義務を總稱して家督といひ、此の家督は相続によつて後代に傳へることとした。家督を相続する者は家督相続人である。家督相続人には法定相続人・指定相続人・選定相続人等の區別がある。法定相続人とは、法律で定めた順位によつて家督を相続する權利を有するものを云ひ、指定相続人とは、法定相続人のない場合に前戸主の指定した相続人を云ひ、選定相続人とは、法定相続人も指定相続人もない場合に、家にある父母又は親族會の選定したる相続人を云ふのである。

ある。家督相續人に、かくの如き多くの種類を設けたのは、家督の絶えることを慮る家族制度保護の精神から出たものに外ならぬ。

第四節 我が家族制度の特色

祖孫相續の精神 我が國の家族制度は祖孫相續の精神から成れるものである。故に、我が國の「家」は、家長によつて統率せられる現在の血族團體のみを稱するにあらず、現在の家族の祖先も、現在の家族の子孫も皆此の家の觀念の中に含まれるものである。

かくの如く、現に生存する所の家長を中心として、現在の家族は勿論、溯つては其の祖先に及び、降つては其の子孫に至るまでの血屬全體を名づけて「家」と稱するものである。かく我が國の家族制度は、祖孫相續の精神を中心とするものであるから、それが爲めに、祖先と子孫との間に、一の系統的觀念を生じ、祖先は子孫の繁榮を望み、子孫は祖先に對して敬慕の情を起し、祖先の意志を尊重して益々これが發展をはかるに至る。畢竟、祖先崇敬の思想は家族制度に隨伴するものである。

綜合家族制度(大家族制度) 我が國の家族制度は綜合家族制度である。家族制度に二つの種類があ

る。一を個別家族制度と云ひ、一を綜合家族制度と云ふ。個別家族制度はまたこれを小家族制度とも云つて居る。個々の家がそれぞれ家族制度の組織をなせるものである。綜合家族制度はまたこれを大家族制度とも云つて居る。國家全體が一大家族の體系をなせるものである。個別家族制度と綜合家族制度とを比較して見る。個制家族制度は個々の家から見れば、家族制度の組織になつて居るが、國家全體に就ては別に統一のあるものではない。これに反して、綜合家族制度は、個々の家がそれぞれ家族制度の組織によつて成れるのみならず、國家全體が統一した體系をなすものである。即ち、綜合家族制度にあつては、個々の家族を纏めて一團體となし、此の團體を統一する家長を有するものである。されば、綜合家族制度は必ず個別家族制度を食むものであるが、個別家族制度は必ずしも綜合家族制度ではないのである。此の綜合家族制度を國家組織の形式として見た時には、これを族制的國家と名づける。

我が國の社會組織は綜合家族制度であるから、同時に個別家族制度をも含んで居る。我が現行の「民法」に、個別家族制度に関する規定のあることは前に述べた所によつて明かである。個々の家に家長と云ふものがあつて、其の家を支配するが如く、國家には其の領域内の家を總括して統一する所の大家長がある。即ち萬世一系の天皇がそれである。かくの如く、我が國は國家全體が一の大なる家の形

式をなし、天皇は家長に當り、國民は家族に當つて居る。これ我が家族制度の一大特色である。かくの如き社會組織をなせる國は、現今の地球上に、我が國より外には其の類例がない。

第五節 家族制度と國民道徳

家族制度と祖先崇敬 家族制度と最も關係の深いものは祖先崇敬である。元來、祖先崇敬の思想は必ず家族制度の社會組織となつて現はれるものである。祖先崇敬とは前にも述べたるが如く、子孫が祖先の功業を追慕し、祖先の恩誼を感謝することである。祖先の意志を重んずる事と、祖先の祭祀をおろそかにしないといふ事は、祖先崇敬の骨髓をなせるものである。祖先の意志を重んずるが故に、其の遺訓遺業を奉じて、益々これが發展をはかる。祖先の遺訓遺業を完うするには、これを永く子孫に傳へなければならぬ。こゝに血統を尊ぶの念がおこる。若し血統が絶えた時には、祖先の遺志をうけ繼ぐものがなくなるからである。血統の絶えることをおそれる結果は、家を設けて家督を後代に傳へるといふ風習を生ずる、かくして家族制度の社會組織が生じて來るのである。またこれを他の方面から觀ても同じである。若し祖先の祭祀を滞りなく行ふには、祭祀を營む責任者を定めなければならぬ。

これ即ち家を設け家に家長を立つる所以である。されば、家長は一家の者を代表して祖先の祀を營み、義務を有して居る。故に、現行「民法」にも家督を相續する者は、系譜・祭具及び墳墓の所有權をうけつぐものとしてある。即ち、祖先の祭祀を重んずることは、自然に家族制度の成立となるものである。

更に、外形的方面から見れば、家族制度の社會組織の下には、當然祖先崇敬の美風を生じ來るものである。血族の者が集まつて團體的生活をなせば、溯つて始祖のことを思ひ浮べるのが人情である。殊に、數代又は數十代の間同じ所に定任したものにあつては、祖先のことを思ふ情も一層深いのが當然である。祖先のことを思ひ出せば、祖先の人格または功業に對して畏敬追慕の念を生じ、祖先の名を恥しめぬやうにと考へるやうになる。家族制度の組織のない所では、たゞ何事も個人を中心として考へ、團體そのものを思ふの念が薄い。従つて、團體の始祖に對しても追慕の情が起らない。即ち、祖先崇敬は必ず家族制度の社會組織に伴ふて起るものである。(國民道徳の特色(參照))

要するに、祖先崇敬と家族制度とは、殆んど内外表裏の關係をなすものである。祖先崇敬の精神は必ず家族制度の社會組織となりて現はれ、家族制度の社會組織の下には、必ず祖先崇敬の美風を伴ふものであるから、祖先崇敬は精神で、家族制度は形態であるといふことが出来る。

家族制度と忠孝一本 忠孝一本の道德は、君主と國民とが一家をなし、國家全體が一の大なる家族の形をなす國に特有の道德である。即ち、忠孝一本は綜合家族制度の社會組織の下に生ずる特殊の道德に外ならぬ。（「國體と國民道德」參照）

孝の徳を重んずるは家族制度の特色である。西洋諸國には家族制度の社會組織がない。個人主義を思想の根柢として居る。従つて、孝行の徳は正義・博愛・信義等の徳に比して、割合に輕視せられる傾向がある。支那は古來家族制度の社會組織であるから、孝の徳が非常に重んぜられた。「論語」に、「君子は本を務む。本立つて道生ず。孝悌は夫れ仁を爲すの本か。」と云ひ、「孝經」に、「夫れ孝は徳の本なり。教の由つて生ずる所なり。」と云つて居る。何れも孝を以て實踐道德の根本となせるものである。

個別家族制度の下には、孝の徳が重んぜられる。併し、忠孝一本の道德は生じない。たゞ個々の家のみが家族制度の組織をなすのみで、國家全體が大家族の體形をなさぬ時は、たとへ父母に孝養をばげむとも、たゞそれは個々の家族の中に於て孝行となるのみに止まり、國の爲めには少しも忠義とならぬのである。殊に、易世革命の習慣があつて、屢々君主の變更する國に於ては、父母祖先の遺志をつげば、却つて不忠不義の臣となることがある。これは既に述べたことであるから、こゝには反覆しない。されば、支那に於ては孝の徳は重んぜられるが、忠孝一本の道德はない。個別家族制度のみで

綜合家族制度が存在して居ないからである。支那に於ては、たゞ忠孝一本の道德が生じないのみならず、忠の徳目は孝のそれよりも遙かに輕視せられて居る。「孝經」と稱するものはあれど、「忠經」はない。今日傳はる「忠經」は後人の作である。聖賢の遺書ではない。また「論語」の中にも、孝を論ずることは甚だ多いのに、忠を述べた所は誠に尠ない。支那に於て忠義がさほどに重んぜられない事は屢々國體の變更があつて、國民の皇室を思ふ情の薄いことと、古から傳はれる民主思想が、君主の權威を甚だしく輕からしめたのによるものと思はれる。

現今の世界に於て、綜合家族制度の組織の殘れるものは、我が國のみである。従つて、忠孝一本の道德は、我が國に特有のものであると云つてよい。また我が國に於て、忠義の徳の重んぜられることは、世界に比類のない所である。

家族制度とその他の道德 祖先崇敬・忠孝一本の道德の外にも、尙ほ家族制度によつて養はれる美風は尠なくない。其の主要なものを左に列擧する。

慈愛 第一に、家族制度は慈愛の心を深からしめる。一家族は互に喜怒哀樂を共にするものであるから、他人に對する同情が深くなり、慈愛の徳が養はれることになる。

協同 第二に、家族制度は協同の習慣を養ふものである。家族は長幼一致して其の家の發展を

はかるものであるから、協同の習慣がこゝに養はれる。一家協同の習慣は、やがて舉國一致の美風となるものである。

犠牲の精神 第三に、家族制度は犠牲の精神を強からしめる。蓋し、家族制度は團體生活を本位とするものであるから、團體の爲めには、個人の利害を犠牲にするといふ決心を固からしめる。一家の爲めに一身を犠牲にするを厭はぬ決心は、やがて國家の危急存亡に際して身命を捧げる義勇奉公の精神となる。

服従 第四に、家族制度は服従の美徳を養ふ。家族制度に於ては、父母兄弟は子女弟妹に對して一種の權威を有するが故に、服従の美徳を生ずる。服従の美徳はやがて遵法の精神となり、國家社會をして健全なる發達をなさしめる原因となる。

秩序 第五に、家族制度は秩序の觀念を明かならしめる。家族の各員の間には、それぞれ長幼の序がある。長者は幼者を愛育し、幼者は長者を敬慕して、共に共同生活を送る中に、明瞭な秩序の觀念が養はれる。

第六節 我が家族制度の現状

家族制度破壊の傾向と其の原因 今日の世界に於て、最も完全な家族制度の存するは我が國である。併しながら、近年に至つて我が國の家族制度は次第に破滅して行く傾向を示して居る。

我が家族制度破壊の原因は勿論二三に止まらないが、其中で特に有力な理由となるものは、家族制度と相反する社會の風潮である。家族制度と相反する風潮とは何であるか。個人主義の風潮及び社會主義の風潮の如きものがそれである。就中、個人主義の思潮が家族制度を破壊することは、羅馬の家族制度が基督教に毒せられて、遂に跡方もなく滅び去れることによつてよく證明せられる。

個人主義勃興の理由 明治維新以來、頓に勃興して來たものは個人主義である。今や、個人主義は我が國のあらゆる社會を風靡して居る。輒近に於て、我が國にかくの如く個人主義の流行を來したのは、第一に社會の事情が個人主義の普及を容易ならしめたこと、第二に、西洋文明の移入と共に、個人主義の思想が入り來れることによるものである。

過去數十年間に於て、我が國の社會に生じた變動の最も著しいものは、商工業の發展と交通機關の整頓である。徳川幕府の終までは、僅に長崎平戸外二三の港に於て、和蘭の國と取引をする位で、商業と云へば、全く國內に於ける賣買にのみ限られて居たが、明治維新となり、諸外國と通商條約を結

ぶに至り、我が國に來る英・米・獨・佛等の商船は日毎に多くなり、我が商品は全世界の市場に現はれるやうになつた。産業組織は革まり、一家のものが集まつて、細々と營んだ所謂家内工業は廢れ、大工場を設け、精巧な機械を用ひて、一時に多くの生産品を作り出す大工業と一變した。商工業はもと個人の利益を本位とするものである。従つて、商工業が進歩するにつれて、個人主義の勢力の加はれるは當然の理と云つてよい。殊に、工場で働らく職工は朝早くから夜おそくまで外に居て、家族と親しむ機會も尠なくなり、自然に家庭團樂の趣味をも失なふ。これ今日の産業組織が、個人主義の發達を誘ひ、家族制度を破壊する力の強い所以である。

明治維新前までは、江戸から長崎まで旅行するに數十日を費し、旅に出づる日には、家族の者が別れの杯を汲み交はして出立するを例とした。然るに、今日は陸に鐵道があり、海に汽船があつて、朝東京驛を出發すれば、次の夕べには關門海峡の月を見ることが出来る。箱根の關所も大井川の川渡もまた昔日の夢物語りとなりはてた。交通機關の整頓は、やがて移住の便利となり、住み馴れた故郷を離れて、他郷に流浪する者が、次第に多くなつて來た。其の結果、家を思ふ念は次第に薄らぎ、個人本位の傾向は益々強くなるのである。蓋し自然の道理と云はなければならぬ。

社會組織の變動につれて、さなきだに個人主義の流行を抑へ難い折柄、恰かもこれと同時に、歐米

諸國の文明の根柢たる個人主義の思想は、滔々として我が國に浸入して來たのである。個人主義の思想は種々の方面から我が國に普及したが、其の重なるものは、法律・文學・宗教の三者である。歐米諸國の法律は、多く個人を本位として其の權利義務を規定して居るから、此の法律を研究する者が多くなるにつれて、自ら個人主義の思想は我が國民の間に瀰蔓して來たのである。また歐米諸國の文學の中には、極端な個人本位の人生觀を含んだものが尠なくない。イブセン、ゾーグマン、メーテルリンク、シヨール、ダンヌンチオ等は特に其の著しいものである。これ等の文學者の作品が紹介せられるに至り、個人主義が次第に傳播して來たことも自然の勢であると云はなければならぬ。また歐洲諸國に於て最も勢力ある宗教は基督教であるが、基督教は人類の絶對平等を説くものである。人類は神の下にあつては、悉く兄弟姉妹で、其の間に何等の區別もなきものとして居る。かゝる思想の影響を受けた我が國民の間に、個人主義の傾向を生じて來たのは怪しむに足らぬことである。

社會主義の起れる理由 社會主義も亦近年我が國に漸次流行の勢を示して居る。社會主義は個人主義と全く反對の思想である。一方に於て、個人主義が次第に猛威を逞うして居る時、これと全く相反する社會主義の起り來れる理由は如何。社會主義の起り來れるは、個人主義普及の反動である。社會主義の勃興は、個人主義の弊害を語るものである。個人主義の發達と共に個人と個人との間に自由競

争が次第にはげしくなつた。其の結果、富める者は益々富み、貧しい者は益々貧しくなつた。かくして貧富の懸隔は日に月に甚しくなり行き、遂に社會は大富豪と細民の二階級となり、中流の資産を有するものは、一人もなく滅び行く傾向を示して來た。而して、大富豪は常に奢侈贅澤に耽つて細民を酷使し、細民は夙に起き夕に寝ねて、靦靦と勞働するも、尙ほ生計の資を得ることが出來ず、常に富豪を恨んでこれを敵視するといふ状態を生じて來た。現状の儘に放棄すれば、其の勢の窮まる所、遂には、資本家と勞働者との間に、悲惨な争闘を生じ、やがて社會の滅亡を來すこととなるであらう。かゝる社會の頹勢を未然に防ぎ止めるために現はれたものが社會主義である。社會主義は貧富の懸隔や社會の不平等から來る社會問題を解決するために、絶対に自由競争を避くべきことを説いて居る。即ち、或は土地資本を公有せしめ、或は生産事業を公共的經營として、其の收入を平等に分配すべしと云ふが如きことは、常に社會主義者の主張する所である。餘りに極端な説として非難されて居る。

社會主義は不平等な社會の中における反抗の聲である。今日の我が國に社會主義が起つて來たのは、我が國の社會に貧富懸隔を生じたことを語るものである。而して、我が國の社會主義が、西洋諸國のそれの如くに烈しくないのは、未だ貧富の懸隔が西洋諸國ほど甚しくないからである。

個人主義も社會主義も、共に家族制度を破壊するものである。個人主義・社會主義は何故に家族制

度を害するか、また個人主義・社會主義は絶対に排斥すべきものであるか、否か。これ等の問題を闡明するには、進んで個人主義・社會主義と家族制度とを比較し、兩主義の長短を吟味しなければならぬ。

家族制度と個人主義 個人主義は個人を本位として萬事を解釋する思想である。故に、個人主義を奉ずる者は個人に最高の價値を認める。個人主義の解釋によれば、社會は個人の集まれる者に過ぎないのみならず、社會は個人の必要に應じて生じたものであるから、社會の爲めに個人が束縛を受け、自由を制限せられるのは矛盾したことである。社會の爲めに個人の利益を犠牲に供するやうなことは不合理である。個人はあくまでも自由にして尊重すべきものと考へる。最も甚しいものになると、全く社會の存在を認めない。社會と稱するものは、此の世の中に實在して居ない。たゞ實在するものは個人のみである。社會とは個人の集合に附した空名に過ぎないと云つて居る。少しも社會の權威を認めないのである。

家族制度は團體本位の思想を基礎として成り立つものである。個人主義とは全く其の根柢を異にして居る。従つて、個人主義の普及と共に、家族制度の衰へて行くことは自然の勢である。蓋し、個人主義が普及すれば、自己の利益のみを考へ、團體の幸福を思はない者が多くなるからである。歐米諸

國の中には、個人主義の害毒をうけて祖先のことも思はず、父母のことも思はず、子孫のことも思はぬ者が多いと聞く。結婚すれば、其の子は直ちに父母の家を去り、老いて頼る者もない両親が路頭に迷ふを見ても、これを扶養しやうと思はない。また自己が贅澤な生活をなす爲めには、避妊法を行つて生兒の制限をなす男女もあるといふ話である。賞讃すべき世態ではない。

されど、個人主義は一概に排斥すべきものでない。世の中には個人主義と聞けば、其の内容の如何を問はず、蛇蝎の如く忌み嫌へる者もある。個人主義には極端なものと穩健なものとある。極端な個人主義は、前にも述べたるが如く、たゞ個人の利害のみを考へ、社會の秩序を少しも顧みないから、世道人心を賊ふことが尠なくない。併しながら、穩健な個人主義は、個人の人格を尊重し、自主獨立の精神を鞏固ならしめるものである。

家族制度と個人主義とは根本思想を異にして居るから、其の長所と短所とが全く相反するものである。家族制度の長所は個人主義の短所であり、個人主義の特長は家族主義の弱點である。家族制度は動もすれば家長の權力が過大に失して、家族の人格を認めないことがある。或は家族相互に依頼心を生じ、獨立自尊の風に乏しい缺點がある。これ等の缺點は、個人主義の長所を採つて矯正しなければならぬ。(我が家族制度の將來「参照」)

家族制度と社會主義 社會主義は社會を本位として一切の事柄を解釋する思想である。個人主義とは全く立脚地を異にして居る。故に、社會主義は社會の價值を最も重んじ、個人はたゞ社會公共の目的を達する爲めに必要な機械に過ぎないものと考へる。最も極端な社會主義に至つては、個人と云ふもの、實在を認めない。個人はたゞ海の波の如きものである。海を離れて波のないやうに、社會を離れて個人はない。従つて、個人が財産を私有して互に競争をするは正當なことと思はれぬ。財産はすべて公共のものとし、生産事業は社會がこれを營み、其の利益を平等に各個人に分配すべきものと考へた。即ち、少しも個人の價值を認めないのである。

社會は二人以上の人が集まつて成れる團體である。社會の解釋によつては、家族制度の如きもまた社會主義の一種となるのである。何となれば、家族は二人以上の人の集まれる團體で、社會の一種に外ならぬからである。

かく團體を本位とする點に於ては、家族制度と社會主義とは全く相等しく、家族制度は一種の社會主義であるかの如く見えるが、其の精神に至つては非常に大なる相違がある。社會主義は團體をなす各員の間に區別を設けず、盡くこれを平等と認めるものであるが、家族制度は家長が一家を支配する制度である。一家の中には父母もあり、兄弟姉妹もある。其の間には長幼の序があつて、嚴格な階級

的區別を存して居る。また社會主義は、もと社會の不平等を矯正する爲めに起れるものであるから、個人の利益を終局の目的として居る。即ち、社會主義が私有財産の撤廢、生産事業の公共的經營を叫ぶのは、かくの如き方法によつて、個人は最も幸福な生活をなし得るものと認めて居るからである。然るに、家族制度は祖孫相續の精神から成れるものである。祖先の遺志をついでこれを子孫に傳へ、あくまでも團體としての發達を全うするを目的とし、其の間に少しも利己的思想を含んで居ない。これ家族制度と社會主義とを區別すべき點である。

社會主義が團體を本位とするは、家族制度の本旨と合するものであるが、其の階級の區別を認めないこと、個人の利益の爲めに團體生活の必要を叫ぶこと等は、家族制度の精神と相反するものである。故に、我が家族制度を擁護する爲めには、これ等の缺點に感ぜしめないやうにすることが肝要である。

第七節 我が家族制度の將來

個人主義・社會主義等の風潮が瀰蔓するに伴ひ、我が國の家族制度は次第に破壊の傾向を示して來た。而して、個人主義・社會主義の風潮は、今後の社會に於ては日を逐ふて盛んになり、滔々として

止する所を知らないといふ傾向を示して居る。若し、此のまゝに拋棄して置けば、これ等の思想に中毒して、我が國の家族制度はやがて跡方もなく滅びて行くであらう。

忠孝一本・祖先崇敬等の如き特色のある國民道徳は、我が特有の社會組織たる綜合家族制度から出て居る。我が國が今日の如く發達して來たのは、云ふまでもなく、我が國民道徳の優秀なことに原因して居る。而して、其の優秀な國民道徳の胚胎する所は、綜合家族制度の社會組織によるものであるから、家族制度は即ち我が國家の基礎を強固ならしめるものである。従つて、家族制度の崩壞は國家衰滅の兆候と云つてよい。羅馬大帝國が家族制度の社會組織を失なつて、其の宏大な版圖を瓦解せしめたことは、我が國民の反省を要する殷鑑である。

國運の進歩發展を期する爲めに、我等は力めて我が家族制度を維持する方法を講ずる必要がある。されど、古來の家族制度を其のまゝ固守するは、時勢の進歩と容れないものである。何となれば、古來の家族制度には、多くの長所があると共に、短所も尠なくないからである。これ我等が茲に家族制度の長短を論じて改善の必要を述べる所以である。

家族制度の長短 今日の家族制度の長所に就ては、既に「家族制度と國民道徳」の中に論じた。即ち家族制度は忠孝一本・祖先崇敬等の如き特色のある國民道徳を生ずるのみならず、慈愛の徳を養ひ、協

同一致の美風を生じ、犠牲の精神を強からしめ、服従の心を涵養し、秩序の觀念を明かならしめるものである。(本章第五節參照)

次に家族制度の短所を擧ぐれば、第一に家族の人格に對する尊重の念の薄いことである。家族制度は團體を本位とするものであるから、團體を統率する家長の權力が甚だ強く、家族は常に家長に對して絶對の服従を強要せられた。羅馬法に定めた家長の權利の如きは極端に強く、家長は其の子女に對して生殺與奪の權利を有するものとした。我が國ではかゝる極端な法律を設けなかつたが、家父が子女を藝娼妓に賣るが如き例は、古來屢々傳へられて居る。

第二には、獨立心の缺乏せることである。家族制度に於ては血族の關係を有する者が集まつて共同生活をなし、喜怒哀樂を俱にするので、家族の間に依頼心を生じ、親は子に頼り子は親に頼つて、獨立心を失なふやうになる。

第三には個性の發展を阻害せられることである。家族制度にあつては家督相続と云ふものがある。長子は必ず家督相続の任に當らなければならぬ。故に、長子と生れたものは、自由に職業を選択することも出来ない場合が多い。中には故郷を離れて學問をなし事業を經營することも許されぬことがある。天賦の才能を有する者で、家族制度の束縛を受け、其の能力を十分に發揮することの出来ない爲めに、空しく埋れ木となつて朽ちはてるものも尠なくない。これ家族制度が個性の發展を妨げる所以である。

家族制度の改善 以上述べた所によつて、明かなるが如く、これまでの家族制度の缺點は、家長が家族の人格を尊重する念の比較的薄かつたこと、獨立心の缺乏せること、長子が個性の發展を妨げられたこと等を主要なるものとする。これ等の缺點は、何れも文明の進歩を妨げ、國運の發展を害するものである。これを矯正して新しい家族制度を樹てなければならぬ。家族制度の必要を説く者は、往々從來の家族制度を其のまゝ永久に保存すべきものと考へる。かくの如き家族制度論は、時勢に反するものである。今日吾人が必要を認めるのは、かゝる時代に逆行する舊家族制度でない。時勢の進運に適合する新家族制度である。新家族制度とは何ぞや、從來の家族制度の缺陷を矯正したものである。從來の家族制度を如何に改善したものであるか。左にこれを略説する。

人格尊重 人格尊重の必要は論ずるまでもない。家族は一の團體である。團體の發展を計るには、家長を設けて一家の支配を委ねなければならぬ。一家を支配せしめるには、家長に特別の權利を與へなければならぬ。されど、一家を支配する爲めに與へられた家長の權利は、家長の利己心を満足せしめるのみのものであつてはならぬ。家族全體の發展を期するものでなければならぬ。權利を濫用して

家長が家族の人格を無視するは、一種の罪惡である。况んや、子女を冷遇し、または醜業を営ましめるが如きに至つては没人道の極と云つてよい。家族制度が人格尊重の念を排するものと思ふは誤解である。子女の人格を無視するが如き非人道的行爲は、家族制度に必ず伴ふものとは云はれない。却つて、家族制度の精神をあやまれるものである。將來の家族制度には必ず人格尊重の思想を加味しなければならぬ。これ家族制度改善の第一要件である。

獨立心助長 今後の日本人が、世界的活動をなすに最も必要なものは獨立自尊の精神である。されば、我が國民はつとめて獨立自尊の氣風を旺盛ならしめる必要がある。將來の家族制度に於て、斷然矯正しなければならぬものは家族間の依頼心である。家族制度には依頼心の伴ひ易いものであるが、適當の方法を講ずれば、此の惡弊を除くことも不可能でないと思はれる。幼兒を訓育する場合には、なるべく自己の活動を旺盛ならしめて無益な干渉を避け、人の親となつたもので、未だ十分に活動の出来る間は、自ら衣食して、子女の手足纏ひにならぬ覺悟がなければならぬ。

個性の發展 文明の進歩は個性の發展に俟つことが多い。國家の分子たる各個人が、それぞれ特有の才能を發揮する所に、一國の文明は生ずるものである。家族制度が家族の自由を束縛して個性の發展を妨げるのは、文明の進歩に逆行して居る。加之、今日の我が國に最も必要なものは海外發展の思想

を養ふことである。家族の者を強ひて故郷に止まらしめるが如きは、個人の才能の發揮を妨げるのみならず、海外發展の氣風を萎縮せしむる理由ともなるから、今後の國民はかくの如き消極的な愛郷心を去ることを必要とする。勿論家族制度に於ては、絶対に個人の自由を許し難い場合もある。併しながら、事情によつては、長子と雖も、特殊の才能を有する者に、相當の自由を與へて、思ひのまゝに活動せしめることも、絶対に不可能とは云はれない。長子は必ず墳墓の地を去つてはならぬとか、農民の子は農民たれ、商人の子は商人たれ、田園に生れた者は足跡一步も外に出てはならぬとかいふが如きは、頑迷固陋な思想である。將來の家族制度が極力排斥すべきものである。

第十三章 國民道德の將來

第一節 時勢と國民道德

東西古今の區別なく、國運發展の基となるものは國民道德である。國民道德の健全な國は次第に榮え、これに反する國は必ず滅びて行く。この事に就ては第一章に詳述した通りである。されば、國家の前途を慮る者は、常に國民の生活に注意を拂ひ、世道人心の赴く所を推察しなければならぬ。國民の道德が衰退の兆候を來せば、其の國の物質文明が如何に進歩することも、其の國の領土が如何にひろくして天産物に富むことも、早晚大厦の覆へるが如くに滅びゆきて、悲惨なる亡國の末路を見るに至るは明かである。國民道德振興論の生じ來る所以はこゝにある。

道德は時勢と共に變化するものである。道德は社會生活に伴なつて生ずるものであるから、社會の進歩と共に進歩するのが當然である。道德の形式は萬世を通じて變らない。されど、其の内容は時勢の進歩と共に次第に變化するものである。忠孝の必要は、昔も今も相等しい。開闢以來未だ嘗て忠孝を不必要として斥けたことはない。今後と雖もかゝる時期の來ることは豫想し難い。併しながら、忠孝の内容は、封建時代と今日とによつて、非常に大なる相違がある。一例を擧げて見れば、昔は双にかけて君父の仇を報ずるを臣子の本分とした。即ち、仇討を以て忠孝の最も大なるものとした。然るに今日では法律によつてこれを嚴禁して居る。今日の世の中に、赤穂四十七士の如き振舞をなすものがあつたらば、其の志は如何に殊勝であつても、忠臣義士として賞することは出來ない。却つて法律

の制裁を受けなければならぬ。

然るに、世には道德が時勢によりて變遷することを知らず、國民道德と云へば、直ちに武士道の復興を叫び、舊幕時代の風習を其の儘今日の世に再現せしめることの必要を説く者がある。甚だおろかな謬想と云はなければならぬ。時勢に適應せぬ國民道德は、却つて一國の人心を蠱毒し、國運の進歩發達を妨げるものである。

明治維新以來、今日に至る迄の我が國の如く時勢の變遷の甚しいものはない。學術文藝の進歩、交通機關の發達、商工業の發展等、數へて見れば、何人も其の推移の劇しいのに驚かざるを得ないであらう、僅に五十年前のことを回想すれば、轉た感慨に堪えない次第である。時勢の變遷はかくの如く急である。道德思想もまた激變せざるを得ない。然るに、我が國民の中には兎角過去の歴史を誇つて、國家の前途を思はない者が多い。國民道德の如きも、徒らに過去を尙び、舊慣に拘泥して、新時代に處する道德の研究を怠りやすい。過去よりも大切なのは未來である。過去に於て如何に美しい歴史を有して居ても、一度び前途をあやまれば、折角築き上げた基礎は忽ち崩れ、永い年月の間の苦心も空しく水泡に歸する。過去の國民道德は、過去の我が國を維持して來た。併しながら、時勢の一變した今後の我が國を律するに足るものとは思はれない。勿論、徒らに新奇を好み流行を趁つて、國情に適

せぬ不健全な思想を歓迎するが如きは、國家の前途を害ふものであるが、少しも時勢の進歩を顧みず舊慣を固守することをのみ能事とするのも、國運を進歩發達せしめる所以ではない。國家の前途を憂慮する者は、よろしく我が國の事情に鑑み、最も時勢に適應した國民道德を以て、將來の我が國民生活を律することに思ひを致さなければならぬ。

第二節 國民道德の將來

我が國民道德の將來を論ずるに當り、先づ國民道德の特色たる忠孝一本、忠君愛國の一致、祖先崇敬等の將來について一言する。

忠孝一本道德の將來 忠孝一本の道德は我が國にのみ存する道德である。我が國をして今日の如く進歩發達せしめたものは、此の忠孝一本の道德である。故に此の道德は今後の我が國に於ても、永久に存続する必要がある。然るに、近時忠孝一本道德の將來に對して、悲觀説を唱ふる者が尠くない。其の言によれば、輒近我が國勢の發展と共に、帝國の領土は次第に擴大し、商工業の發達に従ひ、農業生活をなす者は次第に尠なくなりしのみならず、個人主義・社會主義等の風潮は、家族制度の社會

組織を次第に破壊する傾向を生じて來たので、忠孝一本の道德はもはや昔日の遺物たるに過ぎないから、早晚滅び行くべきものであると云つて居る。熟く近時の社會狀態を觀れば、この言も全く杞憂に屬するものとはかりも思はれない。我等は現代社會の趨勢をかへりみ、忠孝一本の道德を害するが如き事情を排斥して、永久にこれを存続せしめるの策を講究しなければならぬ。領土の發展、商工業の發達は、國民教育に注意して、國家的觀念を明ならしむれば、必ずしも非國家的思想を抱く原因を生ずるものとは云はれない。不健全な思潮を斥けたらば、家族制度の破壊は未然に防ぎ止めることが出來ないものとも思はれぬ。要するに、適當の方法を講ずれば、深く憂慮するに及ばないのである。

忠君愛國の將來 忠君愛國の一致もまた我が國家の基礎をして鞏固ならしめたものである。永く此の美風を保つ必要がある。近年我が國の領土が擴張するにつれ、新領土に住める新らしい同胞の中には、動もすれば自國を愛することのみを知り、君に忠義をつくすことを知らぬものもある。されど、かくの如きはたゞ過渡時代の一時的現象たるに過ぎない。やがて如何なる邊土の民も我が王化にうるほふやうになるであらう。

忠孝一本や忠君愛國の一致等の道德は、これを永遠に存続せしめなければならぬものであるが、忠義・孝行又は愛國の内容は、時勢と共に絶えず變化して行くことを忘れてはならぬ。例へば、茲に遠く

故國を離れて海外出稼に赴く者があるとする。これを如何に見てよいか。舊時代の道德では、父母の膝下を離れ、故郷を去つて他國に赴くことを不孝不忠の大なるものとし、或は愛國の至情に乏しいものとして非難した。併し、今日の世の中に於て、最も必要なものは國民の海外發展である。我が國は面積が甚だ狹隘なるに反し、人口の増加が頗る著しく、既に今日に於ても人口過剰に苦しんで居る。我が國の富強を計るには、國民が海外に雄飛して、獨力で新天地を開拓しなければならぬ。故に、國民の海外發展は、君の爲めには忠義となり、國の爲めには愛國となる。而して、忠君愛國は祖先の遺業を全うする所以であるから、やがてまた孝ともなるのである。必ずしも故山に執着するのみが忠君愛國ではない。父母の膝下に碌々たる生活をなすことのみが孝行ではない。忠孝の道德を偏狹に解釋してはならぬ。

祖先崇敬の將來 祖先崇敬もまた我が國の美德である。長く維持して失はぬやうにつとめなければならぬ。今日の社會状態は、祖先崇敬の美風を失はしめる多くの原因を有して居る。併しながら、これを維持する方法を講ずることも不可能ではない。祖先崇敬の美風を維持するに就ても、吾人はまた時代の進運といふことを考慮しなければならぬ。迷信的に祖先を敬慕し、祖先の意志に反するといふ理由で、事毎に家族の行動を束縛するが如きは、祖先崇敬の思想の邪路に陥れるものである。今日祖

先崇敬に對する非難の聲の生ずるは、かくの如き頑迷困陋な思想に對する反動に外ならぬ。

我が國民道德上改善すべき點 以上は我が國民道德の特色の現在と將來を述べたのである。進んで吾人は國民の守るべき道德の全體について、改善を要すべき要點を擧げる。

〔一〕人格の觀念を明かにすること 今後の我が國民道德上に於て第一に改善を要するものは、國民の人格觀念を益々明かにすることである。人格の重んずべきことは、既に屬々述べた所である。我が國民道德がこれまで全然人格を無視して居たとは云はれない。されど、我が國の社會組織は、團體を本位とする家族制度である。團體主義の弊害として、團體の利益を顧みることが重くして、動もすれば個人の人格を輕んずる傾向を有するものである。今後の國民道德に於ては、先づ第一に人格觀念を從來よりも尙ほ一層明かにする必要がある。(「武士道と國民道德」及び「家族制度の將來」參照)

〔二〕經濟思想を加ふること 今後の國民道德にはまた經濟思想を加へなければならぬ。今日までの我が國民は、比較的經濟に無頓着であつた。殊に、武士道に於ては金錢に淡泊なことを以て一の美德とし、金錢のことを口にするを恥辱と心得た。將來はげしい國際間の競争に應ずるには財力を要することが多い。經濟思想を養ふことは我が國民の急務である。(「武士道と國民道德」參照)

〔三〕人道的觀念を包容せしむること 今後の國民道德には人道觀念を包容せしむることが必要であ

る。我等は國民として生活すると共に、人類の一部として生活するものである。故に、今後の國民は自國の進歩發展をつとめると共に、崇高な人道的觀念の下に活動しなければならぬ。元來、國民道德と人道とは矛盾するものでない。國民道德を行ふ爲めに、人道に相反するが如き國民道德は、正しい國民道德でない。主我的國民道德である。我が國民は、將來主我的國民道德を捨て、人道と合する國民道德をこらなければならぬ。(同上參照)

〔四〕個性の發展 次に、今後の國民道德は、個性の發展をつとめなければならぬ。個性發展の必要あることも既に述べた所である。從來の我が國民道德には、人格の觀念が明かでないが爲め、個性の發展の輕視せられた點が尠なくない。將來の國民道德上に於て、是非とも矯正を要することである。(家族制度の將來參照)

〔五〕權利思想の涵養 今後の國民道德に於ては、權利思想の涵養を怠つてはならぬ。我が國民の權利思想に乏しいことは、これまた人格觀念の不明から來るものである。人はそれぞれ權利を有すると共に義務を有して居る。自他の權利義務を尊重し、自己の義務を完全に行ふと共に、正當な權利を主張することに躊躇してはならぬ。權利義務尊重の思想は、法治國民として重要な資格である。此の思想の乏しいことは我が國民道德の一大缺點である。將來の國民道德上に於て最も注意すべき重大な問題である。

第十四章 結 語

以上に於て、吾人は國民道德に關する總ての問題を述べ盡した。よつてこゝに前述の要旨を簡明に約説して結語に代へる。此の約説によつて、本書が國民道德に關して、如何なる問題を掲げ、如何なる説明を試みたかを知ることが出来る。これ即ち國民道德の知識を更に一層徹底せしめる所以である。

國民道德とは國民の守るべき道德である。我が國民の守るべき道德は、明治二十三年に下し賜へる「教育に關する勅語」の中に明示せられて居る。故に、「教育に關する勅語」は、我が國民道德の大本である。國民道德は國民の守るべき道德であつて、國民は人であるから、一般人の守るべき實踐道德と少しも本質を異にするものでない。たゞ實踐道德を國民生活の上より見たのに過ぎない。されど、國情の異なるに従ひ、實踐すべき道德の上に特色を生ずる。我が國民道德の特色は甚だ多いが、忠孝一

本、忠君愛國の一致、祖先崇敬の念の厚いことは、世界各國に比類のない特殊の道德である。而して我が國が今日の如き進歩發展を遂げたのは、此の特色ある國民道德によるものと云つてよい。我が國にかゝる特色のある國民道德を生じたのは、第一に、我が國民の境遇が島國で山水の明媚なこと、第二に、我が國民性の優良なこと、第三に、我が國體が君主國にして萬世一系の皇統を仰ぐによること、第四に、我が國の社會組織が家族制度の體形を存すること等を原因とする。將來我が國運をして益々進歩發展せしめるには、これ等の特色ある國民道德の生ずる原因を研究し、また我が國民道德の短所をも明かにし、將來の國民道德に就て考へなければならぬ。これ本書全卷の内容を概括したものである。

國民道德を研究する者は、最初に國民道德の意義を知らなければならぬ。これ本書が第一章に於て「國民道德の意義」を述べた所以である。國民道德の意義が定まれば、其の本質を究め、一般道德との關係を明かにする必要がある。故に、本書に於ては、第二章に「國民道德の本質」を論じ、これを人道及び實踐道德と比較したのである。國民道德は實踐道德と本質を同じうするもので、たゞ實踐道德を國民生活の上から見て、國民道德と云ふに過ぎない。故に、國民道德は先づ國民生活を前提とするものであると云はなければならぬ。國民道德を論ずる前に、國民生活の意義を確かめるは自然の順序である。

ある。依つて、本書には第三章にこれを述べた。「教育に關する勅語」は、我が國民道德の大本を示したものであるから、勅語の解釋は國民道德論の眞髓でなければならぬ。これ本書が第六章に於て、「教育に關する勅語」に就て細絮した理由である。云ふまでもなく本章が全卷の主眼である。「教育に關する勅語」が、我が國民道德の大本たる所以を明かにするには、「教育に關する勅語」の下賜せられた事情を知らなければならぬ。こゝに於て、先づ我が國民道德の發展を沿革的に叙する必要を生じて來る。本書が第四章に於て、「國民道德の發展」を説き、外來思想と國民道德との關係を述べ、「教育に關する勅語」下賜の事情に筆を止めたのは、以上の理由に本づくものである。國民道德の發展を沿革的に觀察すれば、我が國民道德が特殊の二形式をなして現はれたことがわかる。特殊の二形式とは神道と武士道である。本書が第五章及び第六章に於て、特に、神道と武士道を詳述したのは、國民道德を研究するに、我が國民道德がかゝる形式を以て現はれた由來を明かにすることの必要を認められたからである。「教育に關する勅語」を國民道德の大本とすれば、勅語の中に含まれた徳目を一々説明するが至當である。故に、本書は「實踐道德大意講義」を附録として添へた。これを附録として別に出したのは、たゞ徳目を記憶するに都合のよい爲めである。他に意味はない。國民の守るべき道德の大綱を掲げた後には、「國民道德の特色」を論ずるのが順序である。依つて、第七章に忠孝一本、忠君愛國の一致、祖先崇敬

等を述べた。國民道德の特色を擧ぐれば、次には其の特色を生ずる國情について論ずる必要を感じる。故に、第八章以下第十二章に至り、國民の境遇・國民性・國體・家族制度等の國情と國民道德との關係を詳述した。國民道德の振興は國運の消長に關するものであるから、我が國の前途に處する國民道德を研究することが必要である。これ最後の章に於て、「國民道德の將來」を述べた所以である。本書は、以上の如く、脈絡を逐うて、國民道德に關する總ての問題を順序正しく論じたものであるから、本書の全卷を精讀すれば、系統的に國民道德の概要を把握することが出来る。「國民道德要領」と云ふ名目の下に、國民道德の歴史のみを述べ、或は武士道、家族制度、忠孝一本等の如き題目を散漫に羅列して、前後の間に少しの系統もなく叙述したものでないことをこゝに言明して置く。

實踐道德大意講義

第一章 緒論

實踐道德とは何ぞや 實踐道德とは人の踐み行ふべき道德を云ふ。道德はすべて人の踐み行ふべきものである。特に、實踐道德と名づくる理由は如何。

道德の理論を倫理と云ふ。實踐道德は倫理に對する名稱である。倫理と云ふも實踐道德と云ふも同じである。同じ道德を理論の方面から見て倫理と云ひ、實際の方面から見て實踐道德と稱するに過ぎない。

實踐道德と國民道德 實踐道德は人の踐み行ふべき道德である。國民道德は國民の守るべき道德である。國民はすべて人である。故に、人の踐み行ふべき道德と、國民の守るべき道德とは、事實に於

て全く相等しいものである。されど、たゞ人と稱する場合と、國民と稱する場合とは、同じ四肢五體を有する人間でも、多少意味を異にして居る。國民とは人が國家の一員として生活する時に呼ぶ名稱である。換言すれば、國民とは國家生活をなす人を稱し、國民生活をなさざる人は、單に人と云ふべきものであつて、國民とは稱し難い。實踐道德と國民道德との區別も、人と國民との關係を究むれば、自ら明かになる。即ち、實踐道德はあらゆる人類を通じて踐み行ふべき道德であり、國民道德は國民の行ふべき道德である。畢竟、國民道德は國民生活を本位として見た實踐道德に外ならぬ。性質に於ては全く同じである。(「國民道德要領」第二章第四節「國民道德と實踐道德」參照)

かくの如く實踐道德を國民生活の上から見れば國民道德となるのである。されば、「國民道德要領」第七章「國民道德の大本」の終に於て説くものであるが、特に、初學者の便宜をはかり、別々のものと、「國民道德要領」の中では、たゞ國民道德の特色を詳しく述べるのみに止めた。

實踐道德の分類 人の踐み行ふべき道德は甚だ多い。實踐道德の分類は分類の標準によつて種々様々となる。されど、其の最も普通に行はれるものを挙げれば左の通りである。

- (一) 自己に對する道德
- (二) 家族に對する道德

(三) 社會に對する道德

(四) 國家に對する道德

以上の順序に従つて、吾人は左に實踐道德の大綱を述べる。此の外に尙ほ「宇宙に對する道德」を舉げて居る者があるが、本書にはこれを略して置く。また本書に於て述べる所は、徳目に嚴密な科學的分類を試みたものでない。たゞ便宜上以上の如く分けて、其の中の主徳に就て大要を叙述するのみに止まる。

第二章 自己に對する道德

第一節 總論

自己に對する道德の生ずる所以 道德は人と人との間に生ずるものである。此の世に生活する人々

は、相互に複雑な關係を有し、自己の生存は必ず社會に何等かの利害を與へるものである。故に、自己の身體であるからとて、我儘勝手に振舞ふことは出来ない。例へば、己れの不攝生から病氣に罹つたとすれば、自ら苦痛を味はふのみならず、父母に悲しみを與へ、兄弟姉妹を憂ひに沈ましめる。これに反して、勤勉の結果、巨萬の富を造り出したとすれば、己れの生活を安らかならしめるのみならず、一家族をして飢渴に苦しめるが如きことなく、國家の爲めに有益な事業を起すことも自由である。己れ自身に對する行は、家族に利害を及ぼし、引いては社會にも種々の影響を與へる。これ自己に對する道德の生ずる所以である。

自己に對する道德とは何か 自己に對しては如何なる道德を守らなければならぬか。第一に、身體を清潔にし、飲食物をも節制して、心身の健全をはからなければならぬ。規律を貴び、時間を正確に守り、言葉使ひに氣をつけ、起居振舞を慎まなければならぬ。一たび志を立てた時には、艱難辛苦を耐へ忍びて目的を成就しなければならぬ。何事によらず、誠實を旨とし、正直を貴び、獨りを慎しみ破廉恥の行をしてはならぬ。職業には勤勉でなければならぬ。入るを計つて出づるを制し、無用の濫費を省いて經濟的基礎を安固ならしめなければならぬ。

以上に掲げた自己に對する道德の中、主要なものを左に説明する。

第二節 清潔

古語に「健全なる精神は健全なる身體にやどる。」と云つて居る。清潔は健康の基である。

人は第一に身體を清潔にしなければならぬ。人の皮膚は絶えず不潔物を出すのみならず、塵埃等の附きやすいものであるから、時々入浴して洗ひ去るがよい。

次には、衣服を清潔にしなければならぬ。衣服は華美なものを用ふるに及ばないが、常に怠りなく洗濯して、垢のつかぬものを着用するがよい。垢のついた衣服は皮膚の排泄を妨げて、種々の病を起す原因となる。夜具蒲團の類も時々日光に曝すをよしとする。

第三には、住居を清潔にしなければならぬ。住居の不潔なるは、不快の念をおこさしめるのみならず、往々傳染病の媒介となることがある。住居はまた採光と通風とに注意しなければならぬ。

最後には進んで心の清潔を保たなければならぬ。心を清潔にするには怒り、恨み、嫉み等の如き、心をくもらす邪念を拂ふことを必要とする。

古來我が國民は心身の清潔を尙んだ。此の美風はながく失はざるやうにしなければならぬ。

第三節 節制

「過ぎたるは猶ほ及ばざるが如し。」と云ふことがある。物事はすべて適度なるをよしとする。己れの慾望を節して中庸を保つことを節制と云ふ。

飲食物の分量を適度に定めることは、身體の健康上に最も大切である。如何に美味にして滋養に富める食物でも、餘り多く一時に食し、または時を定めずして食する時には、往々胃腸を害し、病に罹ることがある。古語にも、「飢ゑて死する者は少なく、飽いて死する者は多し。」と云つて居る。飲食物はもと身體を養ふ爲めにさるものである。然るに、飲食物の爲めに健康をそこなひ病を起すに至つては、まことに愚かなことと云はなければならぬ。故に、人は常に過食と間食とをさけ、一定の時に適度の分量をはかつて飲食することを忘れてはならぬ。

節制は如何なることにも必要であるが、殊に、飲食物に於て其の必要を痛感する。何となれば、口腹の慾は人を禍にかゝらしめ易いものであるから――。

第四節 規律

規律とは何事にもきまりよく順序を正しくすることを云ふ。

日常のくらし方に規律のない時は、無益な時間を費すことが多い。例へば、書籍・筆・紙・硯等の學用品又は衣類・履物等の日用品を、常に正しく一定の場所に置けば、いつでも直ちに取出して使用することが出来るが、然らざれば、入用の時にあちらこちらを尋ねなければならぬ。

規律のない生活は、己れの身持を自墮落ならしめ、身體の健康を害し、精神の氣力を衰へしめる。起床・臥床等のことから、食事・登校・勉學・休息等に至るまで、必ず一定の規律を守らなければならぬ。

規則は己れ一人の生活にも必要であるが、多くの人々が集まつて生活する時には、更に一層必要なものである。例へば、學校の生徒の中に、規則を守らずして、課業中に突然大聲を立て、遠慮なく話などをする者があれば、他の生徒の學習を妨害せられること幾許でらう。

されば、己れひとりの日常生活に於て、規律を守るべきは勿論、學校にあつては學校の規則に服し社會に出で、は社會の規律に従はなければならぬ。

第五節 立志

志を立つるは成功の第一歩である。古語に、「天は自ら助くる人を助く。」と云つて居る。自ら志を立て、進まなければ、理想を實現し、人たる價值を十分に發揮することが出来ない。座して幸運の至るを待つが如きは、人として恥づべき行で、己れを侮辱したものと云つてよい。

志を立てるには己れの才能・健康・財産・境遇等をよく考へなければならぬ。畫才のない者が、畫家とならうとしても、決して成功することはない。身體の病弱な者が、軍人とならうとしても到底望みはない。無謀な志を立てるのは非望である。必ず一片の空想に終る。

第六節 忍耐

たびたび志を立てたときは、如何なる困難に逢つても、よく耐へ忍んで、必ずなし遂げる決心が必要である。

凡そ何事によらず、少しの勞力もなしに、易々と成るものはない。「事はすべて成るの日に成るにあらず。」と云はれて居る。大抵の事は一時に成就するものでなくて、不撓不屈の永續的根氣を有するものである。ワットは蒸氣機關の改良に三十年の工夫を凝し、ステブソンは汽車の發明に十五年の精力を盡した。これ忍耐持久の必要な所以である。力の及ばないことは、如何にとめるともその甲斐がない。力量に不相當な企をして根氣を出すは、恰も牛と大きさを争はんとして、腹の張り裂けることをも思はなかつた愚かな蛙に類する。然れども、一見自分の力に及び難しと見えるものでも、よく耐へ忍んで怠らなければ、いつか成功することが多い。「雨だれ石をうがつ。」といへる諺もある。少し位の困難にあつて、容易に辟易するは、最も意志の薄弱なものである。若し、苦しいことや、思ふにまかせぬことが生じて來たら、天が己れの力量を試練するものと考へ、よき修養の機會であると思つて、更に一層奮發努力するがよい。「艱難汝を玉にす。」と云ひ、「雨露に打たればこそ、もみぢ葉の錦をかざる時はありけり。」と云ふことを忘れてはならぬ。

第七節 正直

言ふこと行ふこと、すべて公明正大にしていつはりのないことを正直と云ふ。正直は身を修める本である。種々の悪事は皆不正直から起る。正直な者は、心の中に少しのわたかまりもなく、常に樂しき月日をおくる。されば、諺にも、「正直の頭には神やどる。」と云つて居る。

正直な人となるには第一に虚言をいつてはならぬ。虚言を以て人を欺く者は、一時都合のよいこともあるが、いつまでもあらはれずすむものではない。一たびあらはれた場合には忽ち世間の信用を失ふ。幸にしてあらはれずすむとも、良心の苛責を免れることは出来ない。何事もありのまゝに語るがよい。少し位の過失があつても、ありのまゝに語つて前非を悔ゆれば、人は却つて其の潔き心を愛して罪をゆるすことがある。加之、またおのが心の中もはるかに安らかになるものである。己れの悪事をつゝむ爲めに虚言を云へば、其の虚言を蔽ふ爲めに、また虚言をいはなければならぬ。かくして度重なれば、小なる虚言でも遂には大なる悪行となる。

日常の行に就てもまた正直を守らなければならぬ。例へば、平生怠惰で、たゞ教師の前のみで勉強家らしく見せかけるが如き不正直の行は恥づべきことである。

かくれた所にて行ふことは、人に知られる心配はないといふ考へで、人の見ぬ所でよからぬことをするのはあさましい心がけである。「思ひ内にあらば、色外にあらはる。」とは、古人の深く誡めた所である。

ある。「天知る。地知る。我知る。」と云ひ、「壁に耳あり。」と云ひ、悪事は如何にかくれて行ふことも、早晩は世間に漏れるものである。故に、大學にも、「君子は必ず其の獨を慎む。」と教へた。

第八節 廉 恥

己れの行の正しからぬことを恥づるを廉恥と云ふ。不正卑劣の行をして少しも恥づる所のない者は良心が麻痺して居るのである。人間の體面を失なへる者と云つてよい。

廉恥心の強い者は、不遇の地位にあるとも、道ならぬ行に身を汚すことはない。古の武士は最も廉恥を貴び、身命を捨てゝも卑怯未練の振舞をしなかつた。順境にあるときは清節をたもつことが困難でないが、一度び逆境に處すれば、誘惑をうけやすいものである。妄りに人の甘言に乗せられて、浮ぶ瀬もない墮落の底に沈む者の多いのは、意志の薄弱によるものとは云へ、又恥を知る心の乏しいのにも本づい居る。渴しても盗泉の水を呑まぬといふ意氣を失なつてはならぬ。

自ら恥ぢて卑劣な心を制し、正しい行をなすは、最も貴いことである。外から受ける辱めには、時にあやまれるものもあるから、己れの良心に省みて、妄に毀譽褒貶に動かされてはならぬ。恥づべき

を恥ぢず、恥すべからざるを恥づるはおろかなことである。

過つて改めるほど貴いものはない。過を知つて恥づる心がおこつたならば、速に改め、更に善をなして償ふやうに心がけるのを、眞に恥を知るものといふのである。

第九節 自主自立

自主自立とは、妄に他の力を頼りにせず、己れので己れのことをなし得るを云ふ。

世の中に他の力を恃みにして功名榮達を期する人ほどあはれなものはない。例へば、父兄先輩の名望權勢に依頼するものがあるとする。幸にして相當の地位に達し得たとしても、一度父兄先輩の名望權勢が地に墜ちた時には、急に頼る所を失なつて、みじめな終りを見るに至るであらう。畢竟かくの如きは虎の威を借る狐の類に過ぎない。最も不安定な地位にある者である。また財産に依頼するものがあるとする。今日は黄金萬能の世の中である。金錢の勢力は甚だ強い。輕薄な社會は必ず多少の巧言を呈するであらう。また己れも榮耀榮華の生活に飽くことが出来るであらう。されど、一度其の富を失つたらば如何。社會は必ず敝履の如く見捨て、顧みず、歡樂の夢は束の間にさめて、一家を

路頭に迷はしめることとなるであらう。

依頼心を捨て、己れの實力を養へば、如何なる不運がめぐつて來ても、おそれることがない。裸一貫で浮世の荒浪を乗り切ることも自由自在である。然るに、世には、獨立自主の精神なく、他人に依頼して望みを達せんとし、志の齟齬する時は却つて人を怨む者がある。誠に賦甲斐なき輩と云つてよい。

されど人は絶対に依頼心を去ることが出来ない。幼兒が父母に依頼し、老いて身體の自由を失へる両親が、子女の保護を受けるが如きはやむを得ないことである。併しながら、たとへば幼少であつても、己れのでなし得ることを、みだりに依頼してはならぬ。幼少な兒女を有する者は、常によく心を用ひて、無益な干渉をなし、彼等の自己活動力を減殺し、獨立自主の精神を枯渴せしめてはならぬ。殊に多くの召使を置ける富豪は、兒女の教育上深く注意しなければならぬ。また両親はなるべく子女の手足まごひにならぬやうに、働くことの出来る間は、自己の力で生活する心がけがなければならぬ。

家族制度を社會組織とする我が國では、古來家族が相互に助け合ふ風習を有して居る。其の結果、家族間の依頼心が甚だ強くなつて居る。將來大に改めることが肝要である。

第十節 勤 勉

天性おろかな者でも、勤めて止まなければ、かしくして遊惰なものよりもまされることがある。走ることの疾い兎すら、眠れば龜に追ひ越される。才があつても恃むに足らず、才がなくとも悲むに及ばない。成業の道はたゞ勤勉にあるのみである。古語に曰く、「人一たびしてこれを能くすれば、己れはこれを百たびし、人十たびしてこれを能くすれば、己れはこれを千たびす。果して此の道を能くする時は、愚かなるものと雖も、必ず明かに、柔なるものと雖も、必ず強し。」と。また曰く、「怠らず行かば千里の外も見む。牛の歩のよし遅くとも。」と。勤勉の力の大きなことを云へるものである。

學校にある間には學校の課業をばげまなければならぬ。授業時間によく注意して教師の講義を理解すべきは勿論、授業の前には十分に豫習をすることが肝要である。豫習は學習の第一歩である。また課業を受けた後には、必ず復習をしなければならぬ。人の記憶は屢々繰り返すほど明瞭正確となるものである。

社會に出た後には、只管家業をばげむがよい。家業をばげむ時は、やがて家を富まし國を富ましめ

ることとなる。加之、よく働くものは常に身體が壯健になり、元氣も旺盛になる。「使ふ鋤は光り、滯りたる水は腐りやすし。」といふことがある。勞を惜しまずに働らくがよい。

勤勉の習慣を養へば、働らくことは少しも苦痛にならぬ。却つて愉快を覺えるやうになる。勉強を苦痛に感ずるのは、未だ勉強の足らぬ所から來る。

事を行ふには先づ方法を考へなければならぬ。その方法がよろしきを得なければ、如何に勤勉努力しても、効果は割合に尠なく、所謂「骨折り損のくたびれまうけ」となる。

學校の課業を受ける場合にも、家業に従ふ場合にも、心を專一にすることが肝要である。

日光もレンズにかけて一點に集むれば、物を焼く力を生ずる。心身の精力を一點に集め、一時に一事を行へ。同時に多くのことを行ふ者は、必ず失敗する。「二兎を逐ふものは一兎を得ず。」と云ふことがある。

勤勉に伴なふものは忍耐である。成功をさせる者は失敗しやす。永續して息まなければ、小も積りて大を成すものである。愚公が山を移せる譬を忘れてはならぬ。

第十一節 謙 讓

8/14 12/13/9

謙讓とは、我が身をつゝまやかにし、人にへりくだつて驕り高ぶらぬことである。謙讓はまたこれを謙遜とも云ふ。

己れの身に優れた所があらば、假令傲り高ぶらずとも、人は決して己れを侮るものでない。加之、己れの優れた所を内に包みかくして、わざとへり下り、少しも傲り高ぶらなければ、却つて何となく奥床しく見えるものである。

僅かばかりの才智や財産を鼻にかけ、或は容貌・服装の美をほこつて、人を眼下に見るほど、人の感情を害し、己れの品位を傷けるものはない。高慢は己れの虚榮心を満足させやうとして、却つて、人から疎んじ賤しめられ、我が身の辱しめを受けるものである。心なき行と云はなければならぬ。されば、高慢の心は小才子または生半可通等の如き自惚心の度を過ぎたる者に多く、學問あり實力ある人の深くつゝしむ所である。貞原益軒は一代の學者であつたが、人と語る時には少しも文字を知らぬ人の如く、紫式部は博學多才並ぶ者もないほどの才媛であつたが、かつて露程も己れの才能を誇つたことはなかつたと云ふ。「能ある鷹は爪をかくす。」と稱し、「實る程頭の下る稻穂かな。」と云へるは此のことである。

第十二節 儉約

儉約は節儉とも云ふ。無益の費用を省くことである。また儉約を行ふことを質素と云ひ、通常質素儉約などと並べて用ふことが多い。

吾人の日常使用する物品の價には著しい差別がある。例へば、帽子の中にも數十錢の麥稈帽子もあれば、數十圓のバナマ帽もある。而して、麥稈帽子でも、バナマ帽でも其の効用は少しも異ならぬ。廉價なものを用ひて、高價なものを斥け、金錢の濫費を避けること、これ即ち儉約である。

徒らに金錢を浪費するを奢侈と云ふ。奢侈は儉約と全く相反するものである。

儉約は家を起し、國を富まし、奢侈は家を倒し、國を滅ぼす。諺に、「塵も積れば山となる。」と云つて居る。一錢・二錢の小額でも、五年・十年の長い間、日々怠らずに節約すれば、やがて莫大の財産となる。また「座して食へば千金も空し。」と云ふことがある。假令、幾十萬若くは幾百萬の財産を有するとも、定まる家業もなく、遊食して居れば、いつかは盡くる時節が来る、況んや、金錢を湯水の如く徒費するに至つては、朝に王侯貴族の生活をするとも、夕べには乞食の境界に沈まなければならぬ。

國富を増加せしむる事は、我が國の急務である。武力を以て世界の一等國の列に入れる我が國は、富力に於て常に歐米諸國から甚だしい厭迫を蒙つて居る。殊に、關東の大震火災後は、彼我の富力に大なる懸隔を生じた。國運の發展は經濟力の豊富なることを一の要素とする。我が國民は大に覺醒して、帝國の富を増加せしめなければならぬ。國を富ます方法は、先づ一家を富ますにある。一家を富ますには、家族の各員が忠實に家業をつとめ、無用の浪費を避けて節約した金錢を貯蓄するより外はない。

儉約に似て非なるものは吝嗇である。吝嗇とはたゞ金錢を貯蓄するのみを知つて、使用することを知らぬものを云ふ。儉約は無用の浪費を排するものであるが、貯蓄した金錢を有益の場合に使用することを厭はない。これに反して、吝嗇は如何なる事情があつても金錢を消費せぬものである。吝嗇は最も卑しむべきものである。社會に有害不利益を與へることが尠なくない。古語に、「奢侈は祖先の財を浪費し、吝嗇は子孫の財を盗む。」と云つて居る。味はふんき言である。

何事もつゝまやかにして傲り高ぶらざるを謙讓又は謙遜と云ひ、質實を旨とし贅澤浮華に流れることなきを儉約と云ひ、此の兩者を合せて恭儉とも云ふ。謙遜と儉約とを比較するに、前者は外に向ひ、後者は内に止まる。全く別々の美德であるが、其の心は全く等しい。謙遜の心を己れの衣食住に

推し擴める時には儉約となる。共に己れの一身を持するに大切な美德である。故に、「教育に關する勅語」の中にも、「恭儉己レヲ持シ」と、我等を戒め給ふたのである。

第三章 家族に對する道德

第一節 總論

人は家族の一員として生活して居る。従つて、家族に對する道德を守らなければならぬ。

家族に對する道德とは何か。子の父母に對する孝行、父母の子に對する慈愛、夫婦の間に於ける和合、兄弟姉妹の間に於ける友愛等を主要なものとする。左にこれ等の諸德を説明する。

第二節 孝行

孝行とは父母の恩に報ゆることを云ふ。父母の恩は山よりも高く、海よりも深い。凡そ世の中に子を思ふ親の心ほど切なるものはあるまい。「這へば立て立てば歩めと子を思ふ、親の心は闇にもあるかな。」と古歌にも云へるが如く、父母は寒暑をも厭はず、寢食をも忘れ、只管子女の生育を楽しむものである。されば、子たるものが、幼少の時に父母を慕ひ、長じて父母の洪恩に報いんとするは、自然の人情である。父母の恩を忘れる者は禽獸よりも劣つて居る。孝行は心の誠からあらはれる美德であつて、人倫の大本ともいふべきものである。故に、古より孝行の徳は諸徳の中で最も重んぜられて居る。「論語」には、「君子は本を務む。本立ちて道生ず。孝悌はそれ仁を爲すの本か。」と云ひ「孝經」には、「夫れ孝は徳の本なり。教の由つて生ずる所なり。」と云つて居る。また貝原益軒は、「孝は百行の本、故に、人として孝ならざれば、大本先づ絶ゆ。他の善行ありと雖もまた見るに足らざるなり。」と云つたことがある。

如何にせば父母に孝なることを得るか。孝の本は愛と敬とにある。中にも愛を主とする。されば、伊藤仁齋もかつて「孝は愛を以て本となす。」と云つた。

敬の精神が、行に現はれたものを服従と云ふ。服従とはよく父母の命に従ひ、苟も抵抗干犯することのないのを云ふ。されど父母の非を遂げしめるは孝でない。

父母の命する所、爲す所にあやまちがあらば、聲色を和げて穩かにこれを諫め、父母をして自ら其のあやまちを悟らしめなければならぬ。かりそめにも、疾言厲色、父母に忤ふが如きことがあつてはならぬ。

愛の精神の行に現はれたものは奉養である。奉養には體を養ふと志を養ふとの二方面がある。體を養ふとは、衣食を供して父母の生活を安かならしめること、志を養ふとは、父母の心を安んじて、其の精神を樂しませしめることである。貝原益軒は、かつて養志とは、「父母の心に順ひさからはず、常に父母を悦ばしめ樂しませしめ、憂へ苦しみなからしむるをいふ。養體とは飲食・衣服・居室・器物を不足なく備ふるにあり。」と云つた。世の中にはたゞ父母の體を食ふのみを孝道と思へる者がある。

甚だしい誤解である。體を養ふのみならば禽獸でも出来る。心を養はなければ、未だ孝道を盡したとは云ひ難い。父母の心を安んずるは、直接父母に對する場合のみと思つてはならぬ。己れの攝生を守ることも、やがて父母の心を養ふ所以である。蓋し、父母は其の子の壯健なるを見て、無上の満足を感じるからである。されば「孝經」にも、「身體髮膚これを父母に受く、敢て毀傷せざるは孝のはじめなり。」と云つて居る。また友愛の道を守るも父母の志を養ふ所以である。兄弟姉妹の親和なるは、父母の最も喜ぶ所である。その他、學生の時には學業をばげみ、社會に出でては家業をつとめ、朋友

と交るに信義を以てし、世の中の爲めに公益をはかる等、すべての道德を行ふことは、盡く父母の心を養ふこととなる。故に、孝はあらゆる道德を行ふことによつて全うせらるゝものと云つてもよい。以上述べたるが如く、孝道は愛敬を本とし、服従・奉養を二大綱領として居る。これを表示すれば左の通りである。

孝道 { 服従(主として敬の精神に本づくもの) 奉養(主として愛の精神に本づくもの) }

養體 養志

第三節 慈 愛

人には子としての徳があると共に、親となつては、其の子に對して守るべき徳のあることを忘れてはならぬ。慈愛は父母が其の子に對して守るべき主徳である。

山上憶良は嘗てうたつた。「白金も黄金も玉も何せんに、まされる寶子にしかめやも」と父母の子を愛するは人情の自然である。焼野の雉子さへも子故に思ひを焦すと云つて居る。人の親にして其の子を

愛せぬ者はあるまい。父母は其の子の爲めに、犠牲となるも厭はぬ者である。ゲーテは嘗て「女は弱し、然れども母は強し。」と云つた。かよわい女子も、母となれば、子女の爲めに、往々男子も及ばぬ働らきをなすことがある。

父母は天性子女に對する愛情を有して居る。故に、父母の子に對する道は、殊更に喋々するまでもなく自然に行はれる。これ即ち古來孝道を説く者が多く、親の道を云ふ者が少なかつた所以であると思はれる。

慈愛は姑息の愛でない。父母は動もすれば姑息の愛におちいりやすい。姑息の愛は兒女をして我儘の心を増長せしめ、却つて將來をあやまらしめる。父母として兒女の將來を思はない者はない。兒女を愛して却つて將來をあやまらしめるが如きは、愛の精神を徹底せしめる所以でない。慈愛の本旨をあやまれるものと云はなければならぬ。

されば、子女の躰は、寛嚴宜しきに適ひ、恩威の並び行はれることを要する。古人もかつて「父子の間小慈に溺るべからず。小よりこれを律するに威を以てし、これを絶すに禮を以てすれば、則ち長じて不肖の悔なし。」と云つた。味はふべき言である。餘りに嚴格に過ぎて卑屈怯懦に陥らしめるもよろしくないが、時には冒し難い威嚴を以て、子女の惡癖惡習を矯正しなければならぬ。一方に春風胎

蕩たるが如き温情を有し、一方に秋霜烈日の如き威嚴を以て子女にのぞむこと、これ即ち眞に慈愛を有する父母である。

教育は慈愛を本とするものである。何となれば、父母が子女の教育を行ふは、子女をして有爲な人物たらしめんと思ふ愛の心の現はれに外ならぬからである。教育には家庭教育と學校教育とある。學校教育は六箇年の義務教育に始まる。學校に子女を託したのみで、教育の能事終れりとしてはならぬ。家庭に於ける父母の一言一行は、子女の品性に感化を及ぼすことが頗る多い。されば、父母は家庭教育の中心となり、善良な模範を示して子女を訓化指導する責任のあるものである。

第四節 友 愛

友愛とは兄弟姉妹互に仲よく暮すことである。兄弟姉妹は親子に次で血縁の近いものである。同じ父母から生れ、幼い時から同じ膝下に養育せられたものであるから、恰も幹を同じふする枝に似て居る。兄弟姉妹が互に相親しみ相愛するは、これまた人情の自然であつて、誠に美しく見えるのみならず、また父母の心を安んずることとなるのである。

兄弟姉妹の一致結合は家門繁榮の基である。毛利元就は死に臨み、枕邊に諸子を集め、數本の箭を出して、初め一人に一本づゝ折らしめ、次にこれを束ねて折らしめ、兄弟互に力を戮せて事をなせば強く、孤立すれば甚だ弱いといふことを示して、友愛の必要な所以を論じた。されば、成長の後各々別れて獨立の生活を營むに至るも、兄弟姉妹は互に相往來して、昔に渝らぬ友愛の情を盡さなければならぬ。

友愛の道は、姉妹が弟妹を愛し、弟妹が兄姉を敬ふことを以て大本とする。年齢が長じて居て智識及び經驗に富める兄姉は、幼くして未だ世慣れぬ弟妹を愛し、懇に指導しなければならぬ。殊に、父母のない後には、父母に代つてこれを養育する責任を有して居る。弟妹はまた常に兄姉を敬ひ親しんで、苟めにも教をそむくやうなことがあつてはならぬ。兄弟姉妹は親しさのあまり、互に押れ易く、動もすれば、争を生じて不和になりがちである。されば、弟妹は常に敬と讓とを忘れてはならぬ。

第五節 夫婦の和

夫婦室に居るは人倫の大本である。一家はこれによつて立ち、一國はこれに依つて存續する。

夫婦は結婚によつて生ずる。故に、結婚は神聖な人生の務めである。輕卒に行ふてはならぬ。慎重な態度を以て配偶者を選択する必要がある。配偶者の選擇上第一に考ふべきは、血統の純良と身體の健康である。惡疾を有する者や、身體の虚弱な者と結婚するは、己れ一代の不幸たるに止まらず、子孫に禍を残すものである。第二に考ふべきものは品性である。品性のいやしいものと結婚すれば、生涯苦勞が絶えず、不愉快な日を送らなければならぬ。此の外に、女子は夫たるべき人が自ら一家を維持するだけの才能ありや否やを考へることが必要である。

一度結婚して夫婦となつた以上は、睦しく楽しく日をおくらなければならぬ。夫婦の間の睦しいのは一家繁榮の基で、一國良風美俗の源である。されば、勅語にも「夫婦相和し」と諭し給ふた。夫婦の道は和を以て第一とする。

夫婦の和合は愛情が本となる。夫婦は互に相愛し、喜憂を分かち、苦樂を俱にすべきものである。殊に、女子に大切なものは貞操である。貞操は女子の生命とも云はれて居る。女子はあくまでも貞操の純潔を保たなければならぬ。

夫婦の間にはまた尊敬の念が大切である。夫婦の間が餘りに親しくなり、敬意を失なふときは、却つて不和を招く基となるものであるから、親しい間にも敬意を失はぬやうに心がけるがよい。

男子と女子とは特質を異にして居る。男は強く女は弱く、男は創造に富み、女は守成に適する。夫が外で働き、妻が内を治めるのは、男女の特質から自然に生じた結果である。夫婦はそれぞれ職分を守つて、その務を全うしなければならぬ。古語に、「夫婦別あり。」といへるは、それを訓へたものである。

夫婦はまた其の地位を異にして居る。夫唱婦隨は我が國古來の習ひである。國に二王のなきが如く、家に二人の主人があつてはならぬ。妻は常に夫の命に従つて、一家の統一をはかるが常道である。かりそめにも牝雞の晨を告げるが如きことがあつてはならぬ。

かくの如く職分を異にする夫婦が、それぞれ守るべき所を守つて、愛敬を失はず睦しく暮すを、琴瑟相和すると云ふのである。

第四章 社會に對する道徳

第一節 總論

こゝに社會と云へるは、たゞ「世の中」と稱するほどの意味である。人は孤獨の生活を送ることが出来ない。何人も世の中に出て多くの人に交らなければならぬ。これ即ち社會に對する道德の生ずる所以である。

社會に對する道德とは何であるか。友と交るには信義を守らなければならぬ。衆人の間に處しては禮儀作法を正しくしなければならぬ。世間の爲めには公德を重んじ公益をはかるがよい。たとへ己れに縁故のない者でも、不幸の者には同情せよ。社會に對する道德の目は甚だ多く、これのみで盡きて居るとは云へない。されど、茲には以上に掲げたものゝみに就て述べる。蓋し、これ社會に對する道德の中、特に主要なる徳目であるから――。

第二節 信義

朋友は家族に次で親しみの多いものである。眞の友を有する者は幸福である。喜びがあればこれを共にし、悲しみがあればこれを分つ。春の花を眺め、秋の月を賞するも、座に親しい友があつて、諸共

に語り交せば、其の樂しみもまた格別である。學校に通ふ道すがら、一人の友もなかつたら、雨の晨、雪の夕べ、如何に淋しいことであらう。

友と交るには信義を重んじなければならぬ、信とは心に誠があつて言行に偽のないことを云ひ、義とは言行が正しくして筋道にかなふことを云ふ。言ふ所を必ず行ふても、其の事が不正であつては何のかひもない。信義をつくし、永く交を變ずることのないもの、これを眞の友と云ふ。利益または方便の爲めにする交友は、眞の友でない。眞の友でないものは、うはへは如何に親しく見えても、美しい友情の溢れるものがなければ、時としては些細のことから忽ち仇敵の如くに離反することがある。

信義の殊に重んずべきは約束を履む時にある。總て如何なることでも、一旦約束した以上は、必ず履行しなければならぬ。約束した後、己れに不利なことを心づいても、破約するが如きことがあつてはならぬ。我が國の武士は約束を重んじた。美風である。「武士に二言なし」「武士の一言金鐵の如し。」などと云つて、違約を此の上もない不徳義とした。然るに、現今の人々は割合に信義を重んじない。違約をなすことなどは、さほど不徳義とも心得て居らぬ者が多い。慨嘆すべきことである。

違約は輕々しく約束を結ぶから起る。されば、約束するに當つては、よく是非善惡を考へ、我が力で果し得るや否やを吟味するを要する。若し、我が力に及ばないことと思はば、斷然拒絶するがよい。

人の依頼を拒絶するは、動もすれば、先方の感情を傷ふ恐れがあるが、初めに拒絶して與へる失望よりも、違約の時に蒙らしめる損害の方が甚しいことを思はなければならぬ。

信義はたい朋友の間にも必要なものでない。親戚間の交際に於ても、社會一般の人に對するにも、或は外國人に接するにも、信義は必要である。今日の外國貿易に於て、我が國の商品が常に不評判なのは、我が商人の不信義に基づくものである。故に、信義は社會的道德に於て最も大切なものと見做されて居る。聖徳太子の憲法第九條にも、「信は是れ義の本、每事信あれ。其れ善惡成敗信あるを要す。群臣共に信あらば、何事か成らざらん。群臣共に信なければ萬事悉く敗れん。」とある。

第三節 禮儀作法

吾等の交る人々には、親疎遠近長幼男女等の別がある。また人に接するには、吉凶禍福等の場合に從つて態度を異にする必要がある。此の相手と場合により、ほどほどに用ふる言語及び動作を名づけて禮儀作法と云ふ。禮儀作法は社會の秩序を整へ、人の心を和げて、交際を滑らかならしめる。禮儀作法のことをまた節禮とも云つて居る。

日常の起居振舞、何一つとして禮儀作法の存在しないものはない。道を歩むにも、戸障子の明け立てをするにも、小刀・筆を渡すにも、汽車に乗るにも、一々禮儀作法があつて、それに缺けた振舞をなせば、無禮無作法者として多くの人々から爪弾きされる。

事毎に禮儀作法はあるが、特に目上の人に對する禮儀作法は、もつとも大切である。父母長上に對しては、何事も控へ目にし、決してさし出がましいことがあつてはならぬ。如何に親密な間柄でも、先輩に對しては、常に敬意を失なはぬやうにするがよい。

世には禮儀作法を以て、たい目上のものに對する時のみ存するものと思ひ、目上の人には敬意を拂ひ禮儀をつくせど、目下の者はこれを輕蔑し、無愛想な取扱をする者がある。大にあやまつて居る目下の者はつとめていつくしみ、優しくこれを導かなければならぬ。

男女の間の禮儀作法は特に嚴格なるがよい。男女が故なくして自由に相識り相語るのはよくない。芭蕉の門人園女は性質の磊落な女であつたが、俳諧の席では男子と同席せず、障子をへだて、これに列したと云ふ。つゝしみ深い振舞である。

吉凶に伴ふ禮儀は、よく其の場合に適應するを可とする。他人の不幸にあひては、心から其の悲しみを共にし、他人の喜びはつとめて其の喜びを盛んならしめなければならぬ。かりそめにも葬儀の時

に笑ひさゝめいたり、婚禮の席上で不祥な話をするが如き、氣のきかぬことをしてはならぬ。此の上もない無禮な振舞である。

禮儀は恭敬の精神が外に現はれたものである。(恭敬に就ては、自己に對する道德中の謙讓を参照せよ) 内に恭敬の精神がなくて、うはべの言語動作のみを飾るを虚禮と云ふ。形式が如何に整ふことも精神がなければ眞の禮節とは云ひ難い。

第四節 公德

一般公衆の利益と幸福とを尊重し、己れ一人の利害のためにこれを侵さないことを公德と云ふ。集會の時間を正しく守るも公德である。公共物を大切にすることも公德である。公德はもと私徳に對する名稱で、甚だひろい意味を有して居るが、今日では一の徳目のやうに用ひられて居るから、こゝに掲げることとした。

世の中は己れ一人で成れるものでない。多くの人が相集まつて生活するものである。世の中を楽しく暮すには、多くの人が協同一致して、互に他人に迷惑をかけぬやうにしなければならぬ。我慾を

抑へ、自利をすて、社會公衆の利益をはかるは、我等が世の中に對する務である。多くの人々が己れの利益のみを考へて、社會公衆に損害を與へるならば、世の中の進歩發達は期し難い。公德は文明國民の必ず守らねばならぬものである。

公德は多くの人々が、盡くこれを守り、社會の風俗となり習慣となつて始めて、其の効果のあるものである。たゞ一人で公德を守るとも、多數の者がこれを守らぬ時には更に効果がない。例へば、己れ一人が、集會の時刻を違へずとも、他の人々が一向これを守らない時は、時間を正確に勵行すること不可能である。

一般の人々が公德を守る習慣を生ずる時には、社會の秩序は自然に維持せられる。立札がなくとも公園の樹木を折る者はなく、警官の指圖がなくとも乗船乗車の順序の紊れる憂ひはない。また疫病の流行せる時にも、患者を隠蔽し、甚しきは患者の汚物を洗滌して病毒の蔓延を來すが如きことはない。従つて、社會の幸福は増進せられるのである。

日本は元來公德心に乏しいと稱せられて居る。文明國民として恥づべきことである。將來を誠めなければならぬ。

第五節 公益

公德の爲めに力を盡し、社會の幸福を増進することを公益をはかると云ふ。たゞ公衆の利益を侵害しなければ差支はないと思ふのは誤れる考である。更に一步進んで、積極的に社會の爲めに力を盡さなければならぬ。されば、「教育に關する勅語」の中にも、「進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ」と仰せられてある。

公益の事業は甚だ多い。學校を建て圖書館を設けるも公益である。道路を修繕し、川をさらへ、荒地を開墾するも公益である。便利な器械・器具を發明し、有益な書を著すも公益である。衛生思想を普及せしめ、風俗の改善をはかるも公益である。されど、これ等の事業は、或は深い學問を要し、或は多くの財産を要する。學問もなく財産もない人には、到底實行の出來ないことである。

されど、公益は決してかゝる大事業のみでない。道路の妨害物を除くも公益である。道しるべの札を立てるも公益である。害蟲を驅除するも公益である。これ等のことはその心がけだにあらば、女子でも兒童でも容易に行ひ得る。身分に應じた公益事業をはかるとを忘れてはならぬ。

公益は誠意誠心を以て行はなければならぬ。名利に驅られて外面を衍ふものは、假令其の効績が舉ることも賞すべきことでない。寧ろ其の陋劣な心事を賤しむべきことである。

第六節 博愛

博愛とは多くの人々に同情を寄せることを云ふ。此の同情心から人に恵み施すを慈善と云ふ。

世の中には同じく人と生れながら、飢えて食ふ物もなく、寒けれども身に纏ふ衣もない者がある。己れの不心得で、祖先の遺産を消費し、苦境に沈んだ者は兎に角、生れながらにして不具廢疾の爲めに生活すること能はざる者、または思ひもよらぬ不幸の爲めに生計の道を失つた者に至つては、深く同情せざるを得ない。蓋し、かゝる不幸な者のみに對して、愛憐の情已み難いのは人間の本性である。博愛若くは慈善は、此の人間の本性から生ずる最もけだかい徳である。

今日世の中に存する赤十字社・孤兒院・養老院・感化院等の施設は、何れも博愛の精神に本づける事業である。就中、赤十字社の如きは、敵國の者までも、味方と同じくこれを看護し介抱する、崇高な人道の觀念の現はれである。

貧しい者に金錢や品物を與へる場合には、よく結果の善惡を考へなければならぬ。時としては金錢

や品物を與へる爲めに、却つて依頼心を増長せしめ、益々これを墮落せしめることがある。かくの如きは、慈善の本旨にそむくものである。

慈善を行ふには多くの場合に金錢を必要とすれど、財産を有する人でなければ、慈善を行ふことが出来ないといふことはない。慈善はまた金錢の多寡によつて其の價值を異にするものでない。美しい心から出たものならば、假令、與へる量は少なくとも、虚名の爲めに投する千萬金よりも遙に貴い。「長者の萬燈よりも貧者の一燈」といふことがある。

慈善は常に關係の近い者から、次第に遠い者に及ぼすのが至當である。父母兄弟の不幸を顧みずして、他人に恩恵を施すが如きは、順序をあやまれるものである。故に、勅語の中にも、「博愛衆ニ及ホシ」とある。

第五章 國家に對する道德

第一節 總論

我等は家族の一員たり社會の一員たると同時に、また國民として國家の一分子をなせるものである。これ國家に對する道德の生じ來れる所以である。

國家に對する道德の主なるものは、國法に遵ふこと、公務に服すること、事ある時に義勇公に奉ずることである。

君の爲めに眞心を捧げることを忠君と云ひ、祖國を愛し其の發展を祈ることを愛國と云ふ。忠君愛國は國家に對する最高の道德である。されば、此の忠君愛國は總ての道德を總括したものである。即ち、個人に對する道德、社會に對する道德、家族に對する道德、若くは國家に對する道德のすべてを網羅したものであるから、これを個々の徳目と並記するは妥當でない。

第二節 遵法

遵法とは國法に遵ふことである。國法とは、國民の安寧秩序を維持し、國家の進歩發達をはかる爲

めに定められた國家の規則を云ふ。

國法には狭廣二様の解釋がある。廣義の解釋によれば、憲法をはじめ、一切の法律や命令は盡く含まれる。狭義の解釋によれば、憲法を除いた一切の法律や命令を云ふものとして居る。勅語に、「國憲ヲ重シシ法國ニ遵ヒ」とあるは、狭義の國法であるかと思はれる。

憲法は國家の根本法である。國家の組織を明かにし、臣民の權利を保障し、臣民の義務を定めて居る。

國法(狭義)はこれを分ちて法律・命令の二とする。法律とは、帝國議會の協賛を経て發する法規を云ひ、命令とは帝國議會の協賛を経ず、天皇の大權によつて發する法則を云ふ。

或は憲法・國法と云ひ、或は法律・命令と云ひ、制定の手續により區別を生ずれども、これ等は何れもみな統治者の意志の現はれたものである。國民は國家の一分子で、統治者の支配をうけるものである。統治者の意志に遵はない者は國民と云ひ難い。遵法は國民の國家に對する當然の務である。

國法は國民に對して服従を強要する。國法に違背すれば制裁を受ける。されど、制裁をおそれて國法に遵ふは、法治國民として此の上もない恥辱である。自ら進んでこれを遵守しなければならぬ。

第三節 服 務

公務に服することもまた國民の國家に對する道徳の一つである。公務とは國家の統治機關の事務を云ふ。國民の統治には立法・司法・行政の三機關を必要とする。これ等の機關の事務に従事する人々は、盡く公務に服するものである。廟堂にあつて天皇を輔弼する國務大臣から、市町村吏員に至るまで、其の種類が甚だ多い。されど、これを大別して官吏・公吏・議員の三種とする。官吏は法律及び官制によつて分配せられた政務の一部分に當るものであり、公吏は自治團體によつて選任せられ、一方に於ては其の自治團體の事務に當り、他方に於ては國家統治權の行使に當るものを云ふ。また議員とは選舉によつて國家または自治團體の議決機關たるものを云ふ。

公務に従事する者は、其の事務を執行するに當つて、常に公平にして公明正大でなければならぬ。公職を利用して私利をはかり、情實に由つて事理を枉げるが如きは、公私の區別を混同し、公職を汚すものである。國家に對する至誠の情を缺く國賊と云はなければならぬ。

公務に従事する者は、統治者の代表者たると共に、被治者の位置にある者である。即ち、官吏・公吏たると同時に、一私人の資格をも具ふる者である。公の資格を恃み私人としてなすべき務を怠るが

如きことがあつてはならぬ。また一般の國民は公務に従事する者を尊敬しなければならぬ。官公吏に反抗の風を示して得意とする者は國法を蔑視すると同じく、決して忠良の臣民とは云ひ難い。

第四節 義勇奉公

或る意味に於て、現代は弱肉強食の世の中である。世界の列國は、口に博愛を説き人道を唱へながら、私に野心の劍を磨いて居る。一度びセルビヤの一青年によつてひらかれた砲火は、歐洲の天地を大戰亂の巷と化したではないか。これ即ち兵備の必要な所以である。兵備はたゞ外敵に備ふるのみでなく、國內の騷亂を鎮めるにも必要である。國に兵備がなければ、不幸にして叛徒の蜂起した場合に、無辜の良民は塗炭の苦痛を嘗めることになる。

我が國は國民皆兵主義をとり、男子は盡く兵役の義務を有するものとして居る。兵役は納税と共に國民の二大義務である。男子が満二十歳に至れば、徴兵検査をうけ、合格した者は現役兵として召集せられる。現役を終つた者を豫備とし、豫備を終つた者を後備とし、満十七歳から満四十歳に至る間に、不時の事變が起れば、何時でも召集に應ずべきものとしてある。

兵役と納税は國民の二大義務であるから、日本の國籍を有する以上は兵役を免れることを得ない。國家の爲めに兵役に服するは、男子として此の上もない名譽である。然るに、往々世間には兵役を厭ひ、種々の不正手段を講じて、これを逃れんとはかる者がありと聞く。不忠不義の甚しいものである。我が國民は古來武勇に富んで居る。國難に殉じて芳名を千載に止めた忠臣義士も尠なくない。祖先に對しても恥づべきものと云はなければならぬ。

兵籍に列したものは、よく軍紀に服し、上官の命を守つて、優良なる軍人となり、一旦事ある場合には、異郷の山野に骨を曝して護國の神となり、國家をして泰山のやすきに置く覺悟を必要とする。兵籍に列せざる者は、國家の守護に當れる軍人を尊敬し、直接に間接にこれを輔佐し、慰藉して、十分に其の任を全うせしめなければならぬ。殊に、一朝事ある場合には、外征の將士をして後顧の憂なからしめ、勇敢なる働をなさしめなければならぬ。

第五節 忠君愛國

忠君愛國の意義に就ては、既に幾度も述べた所である。我が國はもと皇室の經營によつて成り、三

千年の間に、系統的に發展して來た國家である。國家と皇室とは一體にして離れず、君に忠なれば國を愛することとなり、國を愛すれば君に忠をつくすこととなる。忠君愛國の常に相一致すること、これ我が國民道德の特色である。(國民道德要領講義「參照」)

然らば如何なることをなせば君に忠となるか。また國を愛することとなるか。

君主を尊敬し、其の命を奉じて違はざるは直接の忠である。國家の歴史・風土を尊重し、國家の意志たる國憲國法をまもり、文化の發展をはかり、外敵の侵害を防ぐは、直接の愛國である。

されど、忠君愛國は、これのみで十分とは云ひ難い。眞に忠君愛國の美德を完うするには、よき國民ならなければならぬ。即ち、日本にあつては、よき日本人ならなければならぬ。

よき國民とは何であるか。總ての道德を其の身に體する者を云ふ。即ち、人として踐み行ふべき道德を盡くあやまらず守る者にして、眞に君に忠なる國民と云ひ、國を愛する國民とも云ひ得る。されば、忠君愛國は總ての徳目を總括するものであると云つてよい。故に、「教育に関する勅語」の中にも、國民の守るべき道德の大綱中に、殊更に「忠」の文字を現はしてない。御聖旨の存する所を察しても、忠君愛國の意味の甚だ宏大なことが思はれる。

——(實踐道德大意講義 丁)——

文檢 「國民道德要領」試驗問題集

第三十回 (大正五年)

- 一、國民道德の意義を問ふ。
- 二、教育に関する勅語中の「國體ノ精華」の意義を説明し、且つこれに就きて感ずる所を述べよ。
- 三、恭儉の徳の重んずべき理由を述べよ。
- 四、國家と個人との關係を論ぜよ。

第三十一回 (大正六年)

- 一、教育に関する勅語中の「威其徳を一ニセンコト」の意義を説明し、且つこれに就きて感ずる所を述べよ。
- 二、我が國に於て孝道の特に重んぜらるる理由を述べよ。
- 三、國民道德の見地より我が立憲政體の特徴を述べよ。
- 四、國民道德と人道との關係如何。

第三十二回 (大正七年)

- 一、教育に関する勅語中の「國ヲ肇ムルコト宏遠ニ」の意義を説明

せよ。

- 二、我が國に於ける家の觀念を明かにし、且つこれに對する心得を説け。

- 三、博愛の重んずべき理由を述べよ。
- 四、國民道德と個人主義との關係如何。

第三十二回 (大正八年)

- 一、教育に関する勅語と、國民道德との關係如何。
- 二、教育に関する勅語中の「徳器を成就し」の意義を説明し、且つこれに関する工夫を述べよ。
- 三、忠君愛國の道を説明せよ。
- 四、國交に関する國民の心得を述べよ。

第三十四回 (大正九年)

- 一、教育に関する勅語中の「之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラズ」の意義を説明せよ。
- 二、公益を廣め、世務を開くの道を述べよ。

- 三、明治維新以來我が國に於ける道徳思想變遷の概要を記せ。
- 四、國民道徳の見地より自由平等の思想を批評せよ。

第三十五回 (大正十年)

- 一、教育に關する勅語中に「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」の意義を説明し、且つこれを實行する道を述べよ。
- 二、忠孝一致の理を説明せよ。
- 三、國民道徳の見地より地方自治の精神を説明せよ。
- 四、輿論の意義を説明し、且つこれに對する心得を述べよ。

第三十六回 (大正十一年)

- 一、教育に關する勅語中の「徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ」の意義を説明し、且つこれに就きて感ずる所を述べよ。
- 二、我が國民道徳の特質を論ぜよ。
- 三、現代思想の主なるものを擧げてこれを批評せよ。

第三十七回 (大正十一年)

- 一、教育に關する勅語中の「恭儉己レヲ持シ」の意義を説明し、且つこれに就きて感ずる所を述べよ。
- 二、職業の道徳的意義を問ふ。
- 三、國民の公務の主なるものを擧げてこれを説明せよ。
- 四、國民道徳の見地より國際道徳上注意すべき事項を論ぜよ。

第三十八回 (大正十二年)

- 一、教育に關する勅語中の「斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所」の意義を説明せよ。
- 二、國運を發展せしむるの道如何。
- 三、財産の道徳的意義を問ふ。
- 四、國家の意義を述べて其の目的を明かにせよ。

第三十九回 (大正十二年)

- 一、教育に關する勅語中の「國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ」の意義を説明し且つこれに就きて感ずる所を述べよ。
- 二、責任觀念養成の道如何。
- 三、國民道徳の見地より人格の重んずべき理由を説明せよ。
- 四、儒教の國民道徳に及ぼしたる影響を問ふ。

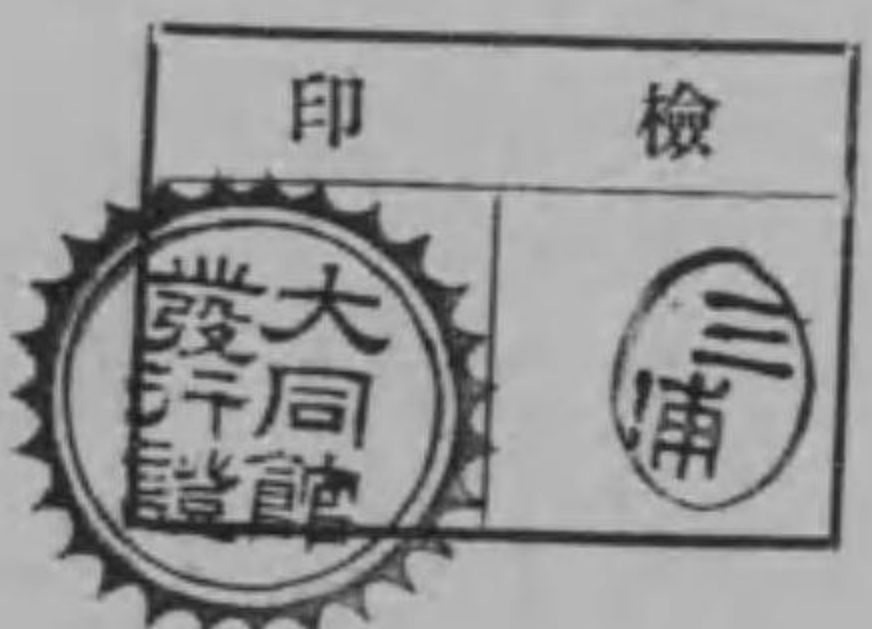
第四十回 (大正十三年)

- 一、教育に關する勅語中の「國體ノ精華」の意義を説明せよ。
- 二、國民精神作興に關する詔書中の「浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻亂激ノ風モ亦生ス」の意義を説明し且つ此の時弊を矯正する方法を述べよ。
- 三、報恩の重んずべき理由を述べよ。
- 四、自治的精神の意義を説明し、且つ其の養成の道を記せ。

大正十四年六月十六日印刷
大正十四年六月十九日發行

國民道徳要領講義

正價金貳圓八拾錢



著者 三浦藤作

東京市神田區表神保町七番地

發行者 阪本眞三

東京市日本橋區本銀町四丁目十六番地

印刷者 青木金次郎

東京市日本橋區本銀町四丁目十六番地

印刷所 青木印刷所

發行所

東京市神田區表神保町七番地
振替貯金口座東京八七二番

大同館書店

大同館發行圖書目錄

甲斐一二著 ■ 修身主要學說辭典 袖珍判 全壹冊 正價參圓六拾錢 送料十二錢	宮本幸惠著 ■ 行詰つた現代の圖書教育 四六判 全壹冊 正價貳圓參拾錢 送料十二錢	德重淺吉著 ■ 史眼 國史教授及び實際 上卷 菊判 全壹冊 正價參圓五拾錢 送料十八錢	德重淺吉著 ■ 史眼 國史教授及び實際 下卷 菊判 全壹冊 正價四圓五拾錢 送料十八錢	德重淺吉著 ■ 經濟的國史教授原義 四六判 全壹冊 正價金貳圓 送料十二錢	栗山周一著 ■ 最近歷史教育根本的革新論 四六判 全壹冊 正價貳圓八拾錢 送料十八錢	中澤美治著 ■ 活動寫真と教育 四六判 全壹冊 正價金貳圓 送料十二錢	前田德一著 ■ 少年の思想と生活 袖珍判 全壹冊 正價壹圓八拾錢 送料十二錢
-------------------------------------------	----------------------------------------------	------------------------------------------------	------------------------------------------------	------------------------------------------	-----------------------------------------------	----------------------------------------	-------------------------------------------



實際經驗者が保證し最も信頼し得る

大同館發行的文檢參考書

(修身科教育科用書)

文檢 心理學講義 教育學術會著 四圓八拾錢 送料廿七錢	文檢 論理學講義 教育學術會著 參圓五拾錢 送料十八錢	文檢 教育學講義 教育學術會著 參圓八拾錢 送料十八錢	文檢 教育史 渡部政盛著 六圓八拾錢 送料廿七錢	文檢 教育學概論 渡部政盛著 五圓八拾錢 送料廿七錢	現改 改造教育思潮批判 渡部政盛著 貳圓五拾錢 送料十二錢	近最 最新教育學說の叙述及批判 渡部政盛著 參圓八拾錢 送料十八錢	最新 最新哲學辭典 渡部政盛著 五圓八拾錢 送料廿七錢	修身 主要學說辭典 甲斐一二著 參圓六拾錢 送料十八錢
支那哲學史講話 宇野哲人著 貳圓八拾錢 送料十八錢	支那哲學の研究 宇野哲人著 貳圓八拾錢 送料十八錢	二程子の哲學 宇野哲人著 正價金貳圓 送料十二錢	四書講義 大學 宇野哲人著 貳圓參拾錢 送料十八錢	四書講義 中庸 宇野哲人著 貳圓八拾錢 送料十八錢	文檢 論語講義 教育學術會著 貳圓八拾錢 送料十八錢	文檢 四書研究 教育學術會著 正價金貳圓 送料十八錢	文檢 修身科問題詳解 文檢研究會著 貳圓五拾錢 送料十八錢	教育の基礎たる哲學 市川一郎譯 貳圓五拾錢 送料十二錢
教育の基礎たる社會學 市川一郎編 正價金貳圓 送料十二錢								

教育哲學の研究 稻毛詛風著 四圓五拾錢

教育者のための哲學 稻毛詛風著 貳圓五拾錢

創造本位の教育觀 稻毛詛風著 四圓八拾錢

現代教育の主潮 稻毛詛風著 貳圓八拾錢

哲學入門 稻毛詛風著 壹圓六拾錢

カント哲學批判 大關増次郎著 正價金貳圓

最新認識論講義 市川一郎著 四圓八拾錢

自論 紀平正美著 貳圓參拾錢

改訂人格の力紀 平正美著 壹圓八拾錢

倫理學序論 金子幹太譯 貳圓五拾錢

獨逸教育の眞髓 大ベルソンの教育 林 鎌次郎著 參圓五拾錢

(歴史地理科用書)

大日本歴史 高橋與憲一著 七圓五拾錢

東洋通史 中村久四郎共著 五圓八拾錢

西洋通史 小林博著 六圓八拾錢

讀史餘論 新井白石著 正價金貳圓

改造世界地理精説 栗原寅次郎著 五圓八拾錢

大日本地理精説 上卷 栗原寅次郎著 五圓八拾錢

大日本地理精説 下卷 栗原寅次郎著 五圓八拾錢

日本産業地理精説 栗原寅次郎著 正價金四圓

郷土地理の研究 栗原寅次郎著 正價金貳圓

地理學通論 三村信男著 六圓八拾錢

(國語漢文科用書)

源氏物語活釋 前篇 小林榮子著 四圓八拾錢

源氏物語活釋 後篇 小林榮子著 四圓八拾錢

源氏物語大意 尾上登良子著 正價金參圓

萬葉集 古今和歌集 選釋 石川 誠著 正價金參圓

新徒然草講義 石川 誠著 貳圓五拾錢

大鏡活釋 小林榮子著 貳圓五拾錢

古事記新釋 植松 安著 貳圓五拾錢

紀記の歌の新釋 植松 安著 正價金貳圓

現代文學新選 石川 誠編 四圓八拾錢

新體國語法精説 小林好日著 貳圓八拾錢

少年會我物語 守屋貫秀著 壹圓八拾錢

芭蕉翁の一生 小林一郎著 貳圓八拾錢

芭蕉句集評釋 小林一郎著 貳圓八拾錢

芭蕉の細道評釋 小林一郎著 壹圓參拾錢

芭蕉七部集連句評釋 小林一郎著 參圓八拾錢

近松世話淨瑠璃集成 小林榮子著 參圓八拾錢

近松時代淨瑠璃集成 小林榮子著 五圓八拾錢

國語漢文科問題詳解 龍澤良芳著 貳圓五拾錢

國語科研究者の爲に 石川 誠著 貳圓八拾錢

漢文研究者の爲に 石川 誠著 正價金參圓

新撰漢文要義 高木 武著 壹圓八拾錢

漢文研究要訣 吉波彦作著 正價金參圓

儒學史 上卷 宇野哲人著 五圓八拾錢

四書講義 大學 宇野哲人著 貳圓參拾錢

四書講義 中庸 宇野哲人著 貳圓八拾錢

文檢用論 語解義 教育學術會著 貳圓八拾錢

文檢用四書研究 教育學術會著 正價金貳圓

支那哲學史講話 宇野哲人著 貳圓八拾錢

支那哲學の研究 宇野哲人著 貳圓八拾錢

文檢用左傳選釋 龍澤良芳著 參圓八拾錢

(國民道德・教育大意科用書)

文檢用國民道德要領 明治教育社著 貳圓五拾錢

文檢用教育大意 明治教育社著 貳圓五拾錢

文檢用教育勅語解義 教育學術會著 正價金貳圓

文檢國民道德教育大意 問題解答 教育學術會著 壹圓八拾錢

(家事科理科其他各科用書)

生理衛生 授の理論實際 井上金輔外三名 正價金四圓

文化基調 化學工業講話 西川裕著 貳圓八拾錢

家庭科學 日常飲食物の知識 島田慶一著 正價金貳圓

小檢より 獨學研究者の爲 山田耕著 壹圓八拾錢

文檢用英語科研究者の爲 伊東勇太郎著 正價金貳圓

珠算教授法精義 岡千賀雄著 四圓五拾錢

美的パステル畫の實驗 中谷芳藏著 壹圓八拾錢

文各科受驗者の手引 文檢研究會著 參圓五拾錢

分類的算術解法の研究 宗末治著 壹圓六拾錢

經濟的國史教授原義 德重重吉 正價金貳圓

土地爭奪史 論 阪上信夫著 正價金貳圓

變態心理の研究 中村古峽著 貳圓五拾錢

356
314

終